

聖徳太子の事績と其の思想

守屋茂

太子の事績前史

古代の氏族制度による政治組織・社会組織の中に於て人と為り、時弊改革の精神を顕わして多くの事業を成し遂げられ、日本文化の祖とまで仰がれるに至つた聖徳太子の生涯こそ、挙げて数うべき歴史の一異彩と言わねばならない。

氏族制度は当時の社会組織の中核であり、又政治組織の綱領とともに、官職、家業共に世襲として、土地人民の私有を許されて居たので、その経済力と権力との世襲的積威の強さを以て皇室の外戚ともあれば、その藩屏とは云え、皇室を凌ぐ程の実力のあつたことも否めない事實であつた。

聖徳太子は用明天皇を父とし、穴穂部間人皇女を母として、敏達天皇三年に御誕生になつた。用明天皇は推古天皇と同腹の皇兄で、天皇の母堅鹽媛は蘇我大臣稻目の女で馬子と兄妹の間柄であり、太子の母穴穂部間人皇女の生母も堅鹽媛の妹小姉君であり、又太子の妃刀自子郎女は馬子の女にして蝦夷の妹である。従つて馬子は用明天皇・推古

天皇の伯父であり、太子の大伯父であると共に又義父でもあつた。こうした血族関係を背景として、氏族制度の財力と権力を以て臨んでゐる蘇氏氏の一族を外戚として世に立たれた太子は氏族制度の殻の中で事を成そうとすればする程苦難の道を歩まれねばならなかつた。

太子出生当時の氏族制度は聊か末期的情緒を露呈し人口増加に伴う分裂等によつて氏族相互の関係は漸く複雑となり、その組織の維持さえ困難なる状態に立至つていた。殊に内治外交に功勞ある氏族が他の氏族を凌駕して勢を得るに至つて愈々益々拍車をかけ、更に氏族間の均衡を破つて強大を誇らんがために氏族の兼併が行われ、弱き者は強き者に、小氏は大氏に吸収せられて、遂に土地と人民の大部分は小数の大氏の下に集中せられ、貧富の懸隔は一層甚しくなつて豪族は跋扈跳梁し、國家と社会の安寧秩序を攪乱するに至つた。強大なる二つ以上の豪族が並び存するとき競争の起るのは免れ得ない事柄であつて、かの韓半島に対する外交の如き、單なる日本と彼の国だけの関係ではなく、寧ろその根源は大伴氏と物部氏、物部氏と蘇我氏との閥族党争によつて展開されたものであつて、欽明天皇の遺詔もあり其の後敏達

天皇・崇峻天皇相次いで之が回復を図り、推古天皇亦兵を起されたけれども、その事は遂に成功するに至らず、その結果神功皇后以来數百年に亘つて占有していた我国の領土は全く失われるの悲運に遭遇したのである。—韓半島の一部占有の当否を論ずる趣旨ではない—

かくの如き外交の失敗は尽く氏族間の内訌・軋轢・党争の結果による國力の分散、後退に起因するものであつて、それによつて是等の党争が終焉をつげるわけではなく、物部・蘇我両氏の反目は更に内治に對してまで波及し、就中皇位継承問題に於て一層激甚を加え、百濟よりの仏像・經論の進献を機会として、更に軋轢に軋轢を加え、蘇我氏の外戚としての強大さは遂に物部氏を滅亡せしめることとなり、今や対立すべき氏族を持たなくなつた蘇我氏は驕傲之を制するに途なく、茲に氏族制度の宿弊は遂に極点に到達して驕慢の徒馬子をして遂に虐殺、殺掠の徒たらしめその果は崇峻天皇に対する大逆、理由はともあれ穴穂部・宅部二皇子の暗殺となり、その勢は實に皇室を凌ぐ結果を生ずるに至つた。

茲に於て宮廷に累を及ぼし且つは社会生活の恐威ともなつてゐる、氏族制度の障害を除く為の政治的目的と道徳的目的とを併せて、貧富の懸隔を是正しようとする社会的経済的目的達成のための改革を必要とするの情日を追うて切実となり、事茲に至つては沈潜嚴毅只管学に親しんでいた太子も最早袖手傍観を許されず愈々事を進められることとなり、推古天皇十一年（六〇三年）始めて冠位十二階を定め豪族專權の弊を匡して人臣登用の途を開くと共に、同十二年（六〇四年）十七条憲法を肇作、内治の基本方針を示して、為政者の猛省を促し、

爾後之を境として一切の武力行動を断絶し専ら内政の充実發展を図ることとなり、神祇を祭り、仏典を講じ、或は新興國家と修交を結んで留学生を送る等只等日本文化の建設のために力を傾注される所があつた。

太子の事績と攝政の地位

太子の業績については多くの史資料によつて広く伝えられている所であるが、古來太子を尊崇し敬仰するの余り一部には信仰的態度を以て伝奇的に粉飾したものもあり、何れを以て真とし何れを以て偽とするかについては、太子の人物の巾が広いだけに問題とされる点も亦尠くない。考証の巧拙や史料の多寡によつてその眞偽が決定されるわけのものではなく、要は太子出世の本懐が何處に在つたかということによつて決定せられるものである。如何に些細な事であつても、その事に太子の全精神・全努力が傾倒されていると認められるものであつたなら、永遠に太子の事績として奉讃・敬仰されるべきものである。

太子の活動は、實に推古天皇（五九三年）の皇太子となり、攝政に任せられて「位居_ニ東宮」・「總攝_ニ萬機」・「行_ニ天皇事」（『日本紀』用明天皇の條）、「以_ニ萬機_ニ悉委焉」（『日本紀』推古天皇の條）ねられた時に始まる。推古天皇は伯父馬子の謀により、東漢直駒の手によつて皇弟崇峻天皇が弑せられた後をうけて、草卒の間に即位せられ、間もなく皇媛厩戸豊聰耳皇子を立てて皇太子と為られた。

推古天皇は曩に敏達天皇の皇后として、皇室の内状は既に存知されてはいたものの、御在位年餘の用明天皇の後を嗣がれた崇峻天皇が、

僅か数年にして外戚馬子のために謀られる等、皇室内外の情勢は實に隱かならぬものがあり、之を匡救するためには相当の努力を必要とし女帝としては到底其の任にたえ得ぬと覺召されてか、群臣の奏請を屢々退けられていたのであるが「百寮上表勸進至于三」るに及び、遂に「乃從之」うこととなつた。外戚蘇我氏の圧倒的権力に対しても聊か心安からぬものがあつた事であろう。それがあらぬか「眇たる一の皇族に過ぎなかつた」（辻善之助著『修訂人物論叢』聖德太子の条）にしろ、皇兄用明天皇の皇子にして聊か誇張の嫌いはあるにせよ「生而能言、有聖智^{さと}、及^レ壯、一聞三十人訴^す、以忽失能辨、兼知未然^{あやまたほん}」（『日本紀』推古天皇元年の条）所の皇子を立てて皇太子と為し、兼ねて摂政と為し「以萬機悉委焉」^{まき}ねる事とせられた。時に太子は御年僅か二十歳であつた。常に事多き環境の裡に育てられ、成長するに及んでは仏教・儒教の外一説とは言え老莊の學問をも修め、又天文地理の事にも通じ、仏典の註疏については一頭地を抜いて海外の智識をして讃嘆せしめた程の天資英遇の方であつたから、その手腕力量は未知数であつたにせよ、思想的には相当深いものを持つて居られたことであろう。氏族あることを知つて國家あることを知らなかつた氏族制度の齎す宿弊は、終に刃を皇室に加えしめる程の結果を生ぜしめるに至つた社会情勢の中にあつて、始めて摂政の重任を負い「以萬機悉委焉」^{まき}られた太子の心懐や果如何に。必ずや平素の學問的蘊蓄を傾倒して時弊を匡救し万民をして安堵せしめる剛毅にして悲想なる覺悟を以て諾われたことであり、後段に於て述べるが如く、汲めどもつきぬ深い社会福祉を念とする思想精神の下に太子一生の事業は展開された

のである。更に言葉を換えて言わうなら仏教・儒教さては道教に至るまでこれを太子独特的の觀点に立つて汲收され消化し尽されて太子の全人格を形成し、我国の古代史上燦然として不朽に輝く太子の鴻業は着々として打ち建てられたのである。

今茲に太子の事績を概観すれば、仏法の興隆・十七條憲法の肇作・曆法の制定・冠位の設定及び国史の編修等多くのものを擧げることが出来るが、本稿に於ては専ら社会福祉思想の追求に努める心組であるから勢いこれに絞つて筆を進めることとする。が然しこの事を論述するに當つて先づ第一に一応の取決めをしておかねばならぬことは、太子が事を為されるに當つての職位である所の摂政という身分についてである。近頃若干の学者によつてその官位の追求が行われこの摂政といふ官について疑いを持たれている。その一つはその摂政に就かれた事が、『日本紀』以外の文献的根拠がないことを以て問題が提起されていることである。即ち『日本紀』に於ける神功皇后の一条が編述者であることを以て問題が提起されるに當つての職位である所の摂政と云ふ官位の存在が問題となる。即ち『日本紀』に於ける神功皇后の一条が編述者の唐様の潤飾に起因するものとし、太子の場合に於ては、『日本紀』に摂政とするもこれは『日本紀』以前の成立に係り若干の信仰的態度が加わつて居り、且記事の比較的正確と見られる『上宮聖德法王帝記』及び『天寿國曼陀羅』等を引用して太子の朝廷に於ける位置を數説に史料として最も信憑性のある『藥師仏造像記』、『釈迦佛造像記』及び『天寿國曼陀羅』等を引用して太子の朝廷に於ける位置を數回記述しているにも拘わらず何等摂政の官を稱えず、只馬子と「共謀、建^シ立^シ天下政^シ而興^シ隆^シ三宝^シ」「共平章、而建立^シ三宝^シ」又「共謀、建^シ立^シ仏法^シ」と見えて居る等の事から後世解するが如き摂政ではなかつた。要するに之は『日本紀』独特の表現である。（家永三郎博士「飛鳥

朝における摂政政治の本質』『社会経済史学』第八卷第六号所収参照)とする論証の如くである。成る種『日本紀』に問題が転ずることとはなるが、そうなるについては一応更に『日本紀』の成立そのものについて考えて見る必要がある。當時我国は韓半島の問題については常に劣敗の地位に立ち、欽明・敏達・崇峻の朝はもとより推古の御代に及んでも太子は特にその回復に意を用いられて幾度か兵を遣わす等のことがあつたけれども、遂に十分の成功を見る事が出来なかつた。斯る時に當つての太子の国史編修のことは太子の私かに撰集したものとは其の趣を異にし明確強烈なる日本の意識の下に、馬子と「共に之を議して」録したものであり、公民等の本記を録して国民的自覺を喚起すると共に朝廷の関心事となつてゐる外国との情勢関係が深く考慮されてのことであり、後年舍人親王が勅を奉じて『日本紀』を編集するにつても当時の情勢と太子の精神は継承され、特にその国号を冠しひとり国民をして建国の由来・精神を知らしめるのみならず、外國殊に先進國たる唐に對しても亦国威を宣揚する目的を以て撰修せられたものであるが故に、其の文章は堂々たる漢文を用い漢藉の章句を藉り来て大いに記事を潤飾してはいるが、そのためには日本の眞面目が蔽われてはいない。従つて宣化・欽明・敏達・用明・崇峻の「五天皇・無_レ雜_ミ他人・治_ミ天下_一也」(『法王帝説』)められた後をうけて女帝推古天皇が即位せられたのである。五天皇が他人を雜うる無くして天下を治められたが如何かは今茲には留保することとし、推古天皇の治世に於ては、皇太子をして萬機を悉く委ねるにしても、氏族制度の強固な時代如何に俊英なる方と雖も、齡弱冠の太子をして政令の行

われる等望み得られないことである。と言つて馬子と共に終始事を謀つて行くとしたなら、宿弊の甚しい氏族制度の殻から脱却することが出来ない事となる。矢張り太子は胸中穩かならぬものを包懷し氏族制度の悪弊を充分認識して改革の方途を考えられつゝも、大局的には馬子と共に謀り相輔けて天皇の治世に力を致されたものと考えねばならない。そこで太子の摂政という官も後世法制の整備した時代に於て論ずるような法制的根拠によるものではなく、「總_ミ摂_ミ萬_ミ機_ミ行_ミ天_ミ皇_ミ事_ミ」うにしても只先に置かれた「棟梁之臣」たる「大臣」に準らえておかれた官と考えねばならない。推古天皇は病身等のことによつて政務を見る事の出来ない様子も見えないので近しい太子の在ることに因つて萬機を行つたための最も有力なる肝煎を囁せられたものと見るべく、従つて馬子と共に謀る必要もあるであろうし、又時に天皇が勅せられる事もあり、必要によつては太子から天皇に奏請することもあるわけであるから、後に見られる人臣摂政の如く政治的責任を全部転嫁せしめる強力なる輔弼機関として国政の一切を總理せしめたものは自ら異つてゐるものと解すべく、只『日本紀』成立の因縁からして必要あつて漢意を藉りて摂政としたまでであろう。私は斯う云う觀点に立つて太子の事績を眺めて行きたい。

四 天 王 寺 の 創 建

太子が仏教に深い理解を持たれていたということは言うまでもない所であるが、太子の慈善救濟に關する事績は主らこの仏教の精神によつて推進せられたと觀るべきものが多く、その代表的なものとして難

波四天王寺の四箇院建立の事が伝えられている。四天王寺は『日本記』（崇峻天皇の条）の記す所によれば、用明天皇二年（五八七年）七月大臣蘇我馬子が大連物部守屋を征伐するに当たり、厩戸皇子も御年僅か十四歳にして軍に従われ、形勢頗る不利に陥つたので、この上は仏の加護によるの外なしとの思召から手づから白膠木（ひりてのき）を以て四天王の像を彫作し頂髪に安置して誓言を発して給うに「今若使^シ我勝^ハ敵、必當^{スル}奉^ハ為護世^ヲ」（『日本紀』崇峻天皇の条）と、馬子も亦同じ誓願を立てた。其の結果は遂に馬子方の大勝となつて守屋を滅すことが出来たので、「平乱之後、於^ニ摂津國^ニ造^フ四天王寺」（『日本紀』用明天皇二年の条）守屋領有の奴婢、領地を寺に寄進したということになつてゐるが、先づ第一に問題となるのは太子の戦に出られたことである。用明天皇四月崩御、崇峻天皇八月即位前であつて太后的仰せられられた直後でもあるので、太子の愁傷未だ癒えず、又馬子の暴逆振りを眼前に見せつけられて晏如たり得るわけもないのに太后の仰せられた等事の経緯が如何であろうとも十四才の太子が到底蘇我、物部両氏族の鬭争の渦中に自ら身を投ぜられる理由もないで戦に従われたか如何かは一つの疑問であろう。が然しこれが重大なる動機となつたということは考へられる。そして又この四天王寺建立についても学界に於ては既に是非の論があり、久米邦武博士、辻善之助博士は共に之を否定（久米邦武述「聖德太子実錄」「聖德太子全集」第四卷所収 辻善之助著『日本佛教史』上世篇聖德太子の条）し、辻博士は更に「また法隆寺の東塲仏の薬師如来の像は、用明天皇の発願にかかるものであるが、それさへ

崩御に遇うて造るに堪へず、次いで推古天皇の十五年になつて造り畢へられた。その間年を経ること正に二十二年に及んでいる。されば物部大連討伐の発願だからとて、早急に四天王寺を創立せられたとは考へられぬ。」と当時の実情から『日本紀』の記事を其のまゝ事実とすることに躊躇し、その記事は『日本紀』編集当時存在していた『四天王寺縁起』から採録したものであろうと推断されている。

仮りに辻博士の推断の如く『日本紀』撰上の時に『四天王寺縁起』又は之に類似のものがあつたことを肯定することになれば夫れ以前に四天王寺なるものが既に造立せられている筈であつて『日本紀』の編集が用明天皇二年を降ること百三十有余年であり又その記事が「平レ乱之後」に建立された事になつてゐるので之は同年に建てられたという意味ではなく其の後若干年の間に創建せられたと見てよいので、今仮りに用明天皇二年（五八七年）をその起工とし『日本紀』推古天皇元年（五九二年）の条に見える「是の歳、始めて四天王寺を難波の荒陵に造りたまふ。」というのをその完成とするならば、『聖德太子伝私記』に見える「天王寺者、八年造畢、」とあるのが稍々事実に近いこととなり、多少短日月の感はあるが用明、推古両天皇に跨る記述を再建、非再建論の招撫としないで行くなら推古天皇元年の創建と定むべきであろう。註①（高橋梵仙博士著『日本慈善救済史之研究』第一分冊『聖徳太子の慈善救済事業』参照）然しこれによつて直ちに四箇院の揃つた事を肯定するというわけではない。敬田院は四天王寺の金堂であるから、当初の計画中に当然包含されていて、推古天皇元年には勿論完成されていたであろうが、この四箇院については高橋梵仙博士も太子の

福田思想等からして「敬田院の外に施薬院、療病院、悲田院に相似たる施設を行はせられたことだけは想像することが出来る。」（高橋梵仙前掲書）と述べている。

四箇院の創見は『四天王寺御手印縁起』に因るものであつて、この縁起が果して太子親撰に係るものであるか如何かについては学界に於て既に問題視されているので、直ちに四天王寺創建と同時に外の三箇院が創設されたとは決定し兼ねるが、尠くともこの縁起の発見の年である寛弘四年八月当時はその記載に在る如く施薬院、悲田院、療病院の三箇院又は之に類似の施設が寺の垣外に在つた事だけは確実である。推古天皇元年からすると寛弘四年は四百十五年を隔てて居り其の間難波は外国と修交上の重要な開港の一であり、遣隋使は勿論遣唐使や留学生の唐への往復の場合も亦韓唐朝貢の場合も北路（新羅道）として利用され（森克己博士著『遣唐使』）ていたので、本土上陸第一の地に彼地に於ける宗教の大宗たる仏教の大伽藍を建設して日本の崇仏的態度を示すと共に、又或る意味に於ては迎賓館として活用するため史上多少の変遷はあるとも伽藍の莊嚴に加うるに仏教精神による慈善救済施設が拡充整備されたという事も蓋し当然の事ではなかろうか。こう云う意味に於て推古天皇元年創建当時は充分完備していはなかつたにせよ、太子の精神と内治外交上の必要からして漸次整えられて行き、寛弘四年頃に於ては縁起の記す範囲の施設が整備されたものであろう。よしそれが直接太子の事業として取り上げられないにしてもその淵源を太子に發していた事を否認する事由とはならないので、歴史的事実とは別個に太子四箇院の伝説は伝説としてあたたかに育て

て太子の徳を奉讃して行きべきではなかろうか。
即ち一応太子親撰と伝えられる『四天王寺御手印縁起』の記す所に拠れば、四天王寺は敬田院、施薬院、悲田院、療病院の四箇院より成り、

敬田院は四天王寺の金堂であつて東西八町、南北六町、東は百濟郡堺、南は堀川、西は荒陵の岸、北は三条中小道を境とし「一切衆生帰依渴仰、斷惡修善、速證無上大菩提」にある所から、仏法興隆のための戒律の道場として設けられ、

施薬院は敬田院の垣の外、乾の角にあつて「是令^レ寄^ミ生一切芝草藥物之類、順^レ方合^レ藥、隨^ミ各所^レ樂、普以施与、」とあつて所謂漢方藥の供給を事とし、

悲田院は同じく垣の外、艮の角にあつて「是令^レ寄^ミ住貧窮孤獨、單己無^レ賴者、日々眷顧、莫^レ令^レ致^ミ飢渴、若得^ミ勇壯強力時、可^レ令^レ役^ミ仕^ミ四箇院雜事」とあつて、生活扶助を要する者の収容施設と見るべく、

療病院は同じく垣の外、乾と艮との中間にあつて、「是令^レ寄^ミ宿一切男女無縁病者、日々養育、如^ミ師長父母、於^ミ病比丘相順療治、禁物蒜肉、任^ミ所^ミ願藥、令^ミ服差愈、但限^ミ日期祈^ミ乞三宝、至于無病、莫^レ違^ミ戒律努^ミ力々」とあつて明らかに救療施設であり、殊にこの三箇院を重要視したことは「三箇院、國家大基、教法最要、」とあるによつても判る。即ちこの三箇院の施設によつて太子の仏法興隆と国家の政治とが二而不二一体となつて他の追随を許さぬ特色あるものとして理解することが出来る。斯う云う考えによつて経営される

三箇院であればこそその経費は「其養料物、摂津河内両国、毎国官稻各参仟束、以レ是供レ用已」とあるによつて、その大部分が国の負担となつていた。

張り太子の事績の一として、高く評価され研究が進められて行くことであろう。

殊にこの四天王寺は他の法興寺、法隆寺とは其の趣を異にした敬田

院を中心とした寺院と見ることが出来る。即ち、松本文三郎博士はその著『先徳之芳躅』聖徳太子の御事業の中に於て、支那に於ける寺塔

の建立の動機を分類して四種に分ち、この四天王寺を國祚の永隆、民衆等の安寧を祈願するため（大意）の寺院の範疇に入れてあるが、私は博士の分類に従えば寧ろ僧侶の止宿處と同時に布教の道場としての寺院——佛教伝道の中心としての四天王寺と見る方が事実に近いもの

かと思う。何となれば四天王寺の金堂は敬田院であつて之は仏法興隆のための戒律道場であり、従つて他の施薬、療病、悲田の三箇院は

福田啓培のための実際施設であつて、飽く迄僧宝中心の寺院となつてゐる。そこに又太子の「広明三万善同帰之理、使得莫ニ之大果」

（『法華經』義疏）める事により「以慈為身以仏智修心」（前掲書）める所の道場として創建され發展して來た意味も明らかになるわけである。

四天王寺と共に太子の創建に係るものとしては、法隆寺、中宮寺、

橘寺、蜂丘寺、池後寺、葛木寺を挙げ（『上宮聖徳法王帝説』又は中宮寺の変りに法興寺を入れ更に定林寺を加える（『太子伝古今目録抄』）

等多くの寺の造立に努め只管仏法の興隆に努められたが、就中法興寺の如きは『日本紀』の記述如何に拘わらず、太子の發願にかなう所の公的性格を持つ官寺として漸次認められつつあるので、行く行くは矢

片岡山の飢人救済

太子の慈善救濟の事績としては、四天王寺四箇院の事の外、太子個人の行実としは『日本紀』推古天皇二十一年（六一三年）の条に片岡山に遊行の砌り路傍に臥せる飢者を哀れみ飲食を与え且つ御衣を脱いで著せられ左の一首を詠まれたことが記されている。

級照、片岡山、飯飢、臥、彼旅人、哀、親無、汝成、茂竹、
君無、飯飢、臥、彼旅人、哀、

同様の意味の歌が『万葉集』卷三に
家有者、妹之手將纏、草枕、客爾臥有、此旅人何惜

と見え、「竹原の井に出遊し時、龍田山の死人を見て、悲みて作りませる、」となつてゐる。片岡山と竹原の井と土地が異なるのか如何か考証を欠くが武田祐吉博士は『日本紀』に載つてゐるのがその原であつて短歌形式が歌体の大部分を占める様になつてからかく形を変えに至つたものであろうとしている。（改訂増補万葉集新解 上）

爾来この長歌は太子の真作として一般的な承認を得られなかつたのであるが、家永三郎博士は「三經義疏及び憲法十七条に比較して見る時、三者の精神の全く揆を一にすることに注目しなければならない。」（同博士著『上代佛教思想史』）とし、『維摩經義疏』、『法華經義疏』さては『十七條憲法』を引用すると共に『日本紀』に伝へる国史編纂の事に論及し「庶民の本紀を仮令名目にのみにせよ正史の一端に加へ

ることを忘れ給はなかつた事実」からして、この長歌が「太子の確實なる御遺文御事蹟と照して全く其の精神を同じうして」居り「如何にも宗教的為政家たる太子にふさはしき大慈悲心が汪溢してゐると云はれ」るので「其の真作なることはもはや疑ふ余地がないのではなからうか」（前掲書）と述べている。全くその通りである。断片的の行実を其の人の性格、思想等から切り離して考へることは決して正しい觀察を為し得られるものではない。一つの行実も全人格のひらめきであり全人的觀察によつて始めてその意義が明確にされることになるのであるから、この太子の飢人の救済は蘊蓄のある思想からなる自然の流露としての大悲の行実であつて、この一斑によつて太子の平素の生活態度の全貌を窺うことが出来る。

薬 獵

又太子が直接奏請又は計画等の事は見えていなければ当然そうであろうと思われることは、鹿茸を採取する薬獵を始められた事である。この事は『日本紀』推古天皇十九年（六一一年）五月五日の条に記して、

「薬獵於菟田野、取三雞鳴時集于藤原池上、以三会明乃往之、栗田細目臣為前部領、額田部比羅夫連為後部領、是日諸臣服色皆隨三冠色各着三髮華」

と見え、既にその装束も狩獵と異つている事が窺われる。薬獵とは鹿茸即ち鹿の若角の袋を採取することであつて谷川士清は「薬謂鹿池、山背國、掘大溝於栗限、且河内國、作高市池、藤原池、肩岡池、菅原池」（『日本紀』通訳卷二十七）と述べその薬効については寺島良安が

「鹿茸甘溫壯筋骨、生精補髓養血益陽治一切虛損」（『和漢三才図絵』卷第三十八）と述べている所によつても知られるが如く、鹿の角は漢方藥として往時より尊重されていたものと想わるので、鳥獸狩獵の血腥き殺生の転換策として不殺生のための薬の採取という一挙両得の意味に於て之に着眼されて始めて実行された事であろう。斯くてこの薬獵の行事は同じく二十年、二十二年共に五月五日に行われ、おそらく之は恒例の行事の始めとなつたものと思われる。然しこの薬獵の行わることによつて狩獵が廃絶されたと即断することは早計である。尠くとも太子在世当時に於ては、仏教思想の昂揚等によつて精神的にもその掣肘をうけて激減していたであろう事は考えられる。

池溝の開鑿等

是等直接善教濟に関する事績乃至行実の外に當時国民の大部分を占める農民の生活安定のために勸農の方策を樹てられたことを見逃すことは出来ない。殊に池溝の開鑿整備についてには、崇神天皇の池溝を開くの詔、即ち「農天下之大本也、民所恃以生、今河内狭山埴田水少、是以其国百姓怠於農事、其多開三池溝、以寬三民業」の如く、粗笨なる原始産業である農業經營に於ては池溝等灌漑用設備の整備が急務であつたので、從来の皇室の伝統的施策をうけついだものとは云い乍ら太子に在つては更に之を仏教儒教等思想的に掘り下げて勸奨されたものであろう。今之を『日本紀』に徴するに、推古天皇十五年（六〇七年）冬の条に「於倭國作高市池、藤原池、肩岡池、菅原池、山背國、掘大溝於栗限、且河内國、作戸刈池、依網池、」と

同二十二年（六一三年）冬十一月の条に「作_ミ掖上池、畠傍池、和珥池、又自_ミ難波_ニ至_ミ京置_ミ大道」、と見え、『聖德太子伝暦』は十五年の条に更に和国に「三立池、山田池、劍池」を加え、河内国に「大津汎、安宿池」を加え且当時の状況について「秋九月、太子奏曰、衆生之命、事拠_ミ水田」、水田之本在_ミ於池陂_ニ、儻_ニ當_ミ亢旱_ニ、衆生恨_レ天、天

默而知、禍降_ミ于國_ニ、望命_ミ諸國_ニ、与_レ民築_ミ池、天皇大悅、勅_ミ大臣_ニ行、」と記し同じく冬十月「遣_ミ使諸國_ニ築_ミ池、隨_ミ國大小」、と伝え居る等、只管農業生産の向上開発のために画策実施に努められたことが多く、又之に伴つて国家の経済的基礎の確立と備荒貯蓄の完備を図るために、「毎_レ國置_ミ屯倉」（『日本紀』推古天皇十五年の条）がされた。

屯倉の増置

屯倉は垂仁天皇二十七年（前三年）に大和の來目に興されたのを初見として、景行、仲哀、兩天皇之を継ぎ、安閑天皇二年大幅に之を拡張し、宣化天皇に立つては穀を非常に備うるの詔として「食者天下之本也、黃金万貫、不可_レ療_ミ飢、白玉千箱、何能救_ミ冷、」（『日本紀』宣化天皇元年の条）と屯倉の性格が国家国民経済の重要施設であることを明らかにすると共に、非常に備えるために移穀を行い、欽明、敏達兩天皇相次いで之が増置に努め、推古天皇又屯倉を設置せられた。今茲にある「每國」は「景行紀に「令諸國」とあるが如く一般的の地ではなく前の（筆者註推古紀十五年の条下を示す）倭國、山背國、河内国を指すものと解する方が宜かる。」註②（矢島栄一述「古代史に於ける屯倉の意義」『歴史研究』第六卷第十二号）とあるが如く皇都衛星圈内の拡充

強化であつたであろうと思えるが、「遣_ミ使諸國_ニ築_ミ池、隨_ミ國大小、又毎_レ國置_ミ屯倉」、とする『伝暦』の行文からすると必ずしも大和、山城、河内の三国に限定されるものではなく一般的に云う諸国、各国と解せねばならないことになる。何れが是か何れが非か今は暫く措く。

由来この屯倉は垂仁天皇以来漸次その数を増し、孝徳天皇大化二年中大兄皇子の奏請によりて廢止されたものは百八十一所の多きに及んでいるので、中には紀記にその名を止めなかつたものもあるから実際はもつと多くの屯倉が存在したものと想われる。而してこの屯倉の分布は大和を本幹として、一つは東海道から関東地方に一つは山陽道から九州北部地方に拡つて居り、その内大倭・河内が一番多く之に次いで筑前、備中が多い。備中はさて措き、筑前に多いのは屯倉の性格が朝貢する外国使臣に対し博多に於ける「厚饗_ミ良客」（『日本紀』宣化天皇元年の条）の必要上置かれたものと想われるが、大和・河内は従来とも最も重要な皇都の衛星圈内であるので充実されている筈であるのに、更に推古天皇に至つて増置せねばならなかつたか、聊か問題として見られるわけである。おそらくは「歴世の天皇これを増置たまひしかば、推古天皇の当時に至ては毎國に數處の設あるべし。然れども年序を経るまゝに其の官吏或は私慾を恣にせしかば、其の蓄積せる所の穀も朝廷に於ては有無の奈何んを知らざるものありしならん。故に急を救はんとするに及びて其の穀甚だ少かりしならん。」（農商務局纂訂『日本農政史』）の状態が概ね当時の情況の一斑を示しているものと解してよいであろう。畢竟歴朝之が増置に努めたものの、氏族

制度の宿弊等に押されて国家行政機関の遅緩、紊乱もあり、所期した成果を収めることができないもので、強化策として増置されたことと思われる。結局増置したもののが完全の効を奏するに至らず、漸次国家機関としての機能を喪失し、其の後三十有余年を経て大化革新に逢遭するに当つて命脈を絶つこととなつた。斯う云う点から考へると太子の屯倉の増置は荒政上称うべきものであり、又其の運用に当つても細心の注意を払われたに相違はないが大した業績を挙げることは出来なかつたのではなかろうかと想われる。

『伝暦』等に伝える慈心悲心

是等太子の慈善救濟に係る事績はたゞ若干の潤色誇張はあるとしても概ね学徒の一応肯うことが出来るものであるが、漸次太子奉讃の声の高まるにつれ時代によつてその起伏消長があり、是等の事績に或は信仰的態度が加わり、或は又奇蹟的神秘的な要素が混入されて、多くの偽書や伝説が広く行われる様になつてゐるが、潤色の傾向あるものの伝奇的説話の混入等してゐるものは全部否定してかゝるというような態度は避けねばならない。つまり太子に対する学的研究と国民的感情とを弁別し、たゞ國民的感情の上から流布されているものについても、かゝる感情の起つた原因を科学的に究明し逐次研究の成果と相俟つて確實な史実として取扱うだけの用意を持つていなければならぬ。故に一篇の説話にひとしいものにしろ太子の思想・人格の点から見て相離反するものでない限り、太子奉讃の資として之を温存して行きたいものである。

藤原兼輔所撰に係る『聖德太子伝暦』は平安時代延喜の頃に出たものであり、其の後の太子伝は殆んどすべてがこの影響をうけて奇蹟的伝説が加えられたと見られる位一期を劃する様な著述であつて、歴史的事実として取り挙げるには躊躇するものであるが、前述の意味からして雞肋又捨て難いものもあるので、慈善救濟に関する事績に關し、錦上更に華を添えることゝしたい。

片岡山に於ける事績は、『日本紀』の推古天皇二十一年十一月に対し一ヶ月の差が認められ、且その記事は聊か潤色誇張に過ぎるきらいがあり劇的場面を展開してはいるが、事実の記載は大同小異と言つてよい。太子慈心の発露としては、敏達天皇十年(太子八歳)「春二月、蝦夷数千、寇_ニ於辺境」、したので、天皇は群臣を召して征討の事を議られ、側に侍つて聞いていた太子を召してその意見を求められた、之に対しても太子は「少兒何足_ニ議_ニ三国大事_ニ、然今群臣所_ニ議_ニ、皆滅_ニ衆生_ニ之事也、児意以為_ニ、先召_ニ魁帥_ニ、重加_ニ教喻_ニ、取_ニ其重盟_ニ、放_ニ還本路_ニ、加賜_ニ重禄_ニ、奪_ニ其貪性_ニ」、うことを建言されたので、天皇は非常に悦ばれると共に反省せられて、詔して太子の言の如く取扱われたので蝦夷等今より子々孫々に至る迄清明心を以て天闕に事えるであろうことを誓い、此より後久しく辺境を犯さなかつたといふことである。勿論その修辞的表現は遍述者の技能によつたものであるが、十歳の童子の意見としては聊か成長に過ぎたる感を伴うきらいがあり、殊に斯る表現を用いた記事はこれを中心として前後の年齢に亘つて屢々記載され、聊か聖雄的信仰的潤飾にすぎず反つて後人の太子觀を害うきらいがあるにしても、天資英邁にして且外國使臣の朝貢、典籍の

将来等による文化的雰囲気の中に成長させられたる太子としては其の言語動作に於て凡人と異なるものがあり、そう言つた事が更に周囲の人々を動かしたと言うことは肯われる所以である。又これと畧々同様の筋

が『太子伝古今目録抄』に、推古天皇の時代新羅迦摩多が対島に来たので之を捕えて上野国に流し、且新羅を討たうとした時に、太子は之を制止せられたが、天皇は之を肯われず太子の次弟米目皇子（来目皇子）が六将軍となつて数万の兵を率いて新羅を討つたと記されて居り『日本紀』推古天皇九年、十年、十一年の条にも委しいが太子が之を制止されたと言うことは載せられていない。只この『伝暦』に九年九月この迦摩多を捕えて連行した時「天皇將_レ加_ニ酷法_ニ、太子奏_レ之、_ニ上野國_ニ」と見え、翌十年正月には太子が「興_ニ數万征軍_ニ、遣伐_ニ新羅_ニ」を奏請されたので天皇之を諾われ來自皇子を大将軍として遠征を企てられたことを伝えている。然し太子が新羅遠征を奏請された事は如何かと思われる点がある。即ち後年『勝鬘經義疏』を述作せられたる際「我得_レ力時」という経の本文を解明せられたるに當つて「力伏し、輕惡は即ち道力を以て攝受す。」とは述べられたものの、更に二種あり、「一には勢力、二には道力なり、重惡は即ち勢力を以て折筆を進めて、「惡を息めて善を修せば、即ち聖化久しく住し、聖化世に住せば、即ち善來り惡去るが故に天人充満して惡道減少す。道喜既に増せば、即ち仏の法輪は恒に転ずべきなり。」と万善修行によつて、道器既に熟せば勢力による折伏を用いる必要がなくなるので太子は飽く迄勢力の折伏をさけて道器の純熟を期待せられたものと考えねばなるまい。若干の歳月の差は影響がなく、太子の本心は新羅征討の

議のあつた際でも少しも違わなかつたものと解すべきではなかろうか。

更に用明天皇二年（太子十四歳）註③六月父用明天皇の兄弟である穴穂部皇子、宅部皇子が大連に党して天皇を呪罵し大臣を厭魅う廉（『日本紀』用明天皇元年五月及び崇峻天皇元年五月の条に穴穂部皇子の逆意のあることを載せている）を以て、馬子が豊御食炊屋姫命（敏達天皇皇后）の旨を奉じて之を討たんとした時に、太子は馬子に対して「人之所_ニ以為_レ須_レ處_ニ輕典_ニ、願卿為_レ兒寬_ニ怒、應_レ移_ニ他國_ニ」と切々として諫められたが、馬子は聽かなかつたので、太子は近侍の者に「大臣迷_ニ因果_ニ、復亦難_レ免_ニ」と、嘆かわれたことが伝えられ、遂に太子の貞意は馬子に通せず、穴穂部皇子は馬子の難に遭つて敗北せられた。之に飽足らない馬子は諸皇子群臣とに勧めておそらく穴穂部皇子の逆意に党するの故を以て物部守屋大連を滅すことを謀り、心ならずも、太子も亦その軍に従われたこととなり、彼の『日本紀』崇峻天皇の条に記されたる四天王寺造立の誓願となつたわけであろう。説話であるにもせよ「大臣迷_ニ因果_ニ、復亦難_レ免_ニ」と嘆かわたった太子が、逆意を持つ穴穂部皇子に党する一事ここに至つた大きな原因は當時の氏族間の反目軋轢による閥族闘争の現れであることは否めない。一とは云え果してかゝる戦場に臨まれたか如何かも問題があり、（境野哲述『聖像太子伝』『聖德太子全集』所収、下参照）又白膠木によつて四天王の像を作つて「今若使_レ我勝_レ戰、云云」という様な誓願をたてられたことも一寸首肯しがねる事柄である。勿論この戦いは馬子等が豊御食炊屋姫命の旨をう

けたものであつたから、太子も馬子方であつたことに相違はないにしても、太子を如何にも戦勝を祈る好戦的立場に在つた如く伝えているのは、太子顯彰の結果とは云え反つてその真意を誤認したものではなかろうか。

更に又推古天皇十六年（六〇八年 太子三十五歳）四月に、十五年七月遣隋使として発つた小野妹子が、隋使裴世清等十二人を従えて帰朝するに当り、隋の国書を失うた事が問題となり、群臣協議の結果流刑となつたので天皇は之を太子に諭られた、そこで太子は「妹子之罪、寔不可^レ寬、然修^レ好善隣、妹子功也、於^レ臣復有^レ得^ニ先身所^レ持之經^レ而來^レ、加以^レ、隋使共來^レ、有^レ流^ニ妹子^レ、彼使乍聞思復如何、」と奏請されたので、天皇は大に悦び妹子の罪を赦されたことを伝えている。

『日本紀』には太子奏請の事はないが勅して罪を赦されているのであり、後段の太子の先身所持之經を将来したという点は荒唐不稽に類するものであるにもせよ、この外の旨趣は今に於ては寧ろ常識の程度でもあるので、たとえ太子の行実が述べられていないにしても、既に経綸に充ちて油の乗り来つた御年令でもあるか、『伝暦』の記事は『日本紀』の註釈、補逸と見えて敢て史実を曲げることにはならず、寧ろ解説によつて歴史を明らかにすることにはならないであろうか。

太子は又孝心に富ませられ父用明天皇二年（太子十四歳）四月、天皇の御不例に當つては「太子不^レ解^ニ衣帶^{ガタ}、日夜侍^レ病、天皇一飯、太子一飯、天皇再飯、太子再飯、擎^ニ香炉^レ祈請、音不^レ絕^レ響^レ、」とあつて、非常に御心痛のあつたことが窺われる。

是等の慈心、孝心は嘗て人に對して起させられるのみならず、汎く

鳥獸にも及んだことをも伝えている。即ち推古天皇十九年（太子三十

八歳）夏五月五日、天皇が菟田野に行幸されて山の役人（虞人）が獸を逐うているのを見ていられたので太子は之を諫めて「殺生之罪、仏教尤重、儒童菩薩、漸降^ニ其礼^レ、故釣而不^レ網、弋不^レ射^レ宿、釀氏五

戒、一不殺生、外典之仁也、彼此相合、伏願、陛下永斷^ニ此事」と奏請したので、天皇は之を後悔されてそれからといふものは太子の言に従うて止められたと伝えている。十九年の五月五日と云えば既に述べた『日本紀』の記載によると藥猶の日に相当するので、この『侍暦』と『日本紀』との記述内容を併せ考えれば一説（高橋梵仙前掲書）にあつても装束は狩獵の名残りを留めて『日本紀』推古天皇二十年五月五日の条に記す通り「其裝束如^ニ菟田之獵」としたのである。

又推古天皇二十年（太子三十九歳）夏五月百濟から來朝した者の中に癩患者があり群臣は之を棄てようとした所太子の奏請によつて留つて仕えることになつた事を伝えて居り、又推古天皇二十二年（太子四十一歳）三月には太子舍人宮池鋸師の壯犬が鹿の脛を咬折つたので太子は之を祝て痛まれ之を放れたことを伝えている。

斯の様に太子の慈心悲心は広く畜類に迄及んだわけであるが尚飢人の葬送についても、太子の徳の及んだ事が伝えられている。

即ち『聖德太子伝私記』に山背大兄王が父聖德太子の為に建立された法林寺の事が述べられて居り、『太子伝古今目録抄』にはこの法林寺の一角に「八木墓」（日本靈異記には人木墓とする。）といふものがあ

る。この墓は「飢人葬云々」と見えていて太子の精神が御子山背大兄王に伝わり、飢人の墓を造立せしめたということは実に美わしき限りであり破格の取りなしであつたであらうことを想ひ併せて一層その感を深くするものである。

太子の学問一般

宿弊極まる氏族制度の中に在つて蘇我、物部両豪族の反目、嫉妬、鬭争、さては氏族あつて国家のあることを知らない蘇我氏を外戚として為人且多くの事績を貽された聖徳太子の生涯こそ只單なる通り一遍の皇族のそれでは無かつた。太子の学問と地位とを以てするならば或は異つた途を行かれたであろうものに、堪え難きに堪え、忍び難きを忍んで後世の史家をして消極的であると言わしめる程の忍從を以てし、然もよく大局を收拾して動搖紛糾せる当時の國家問題を解決すべき確乎たる方針を確立して新らしき時代の扉を開かれたことは最も注目しなければない所である。

歴史的事実乃至は説話、伝説に残る太子の面目は、太子薨去の際高麗に在つて太子の訃報に接した師惠慈法師をして「以玄聖之德生日本之國……救^ミ災元之厄^ニ是实大聖也」（『日本紀』推古天皇三十九年の條）と言わしめ、且国民をして「日月失輝、天地既崩、自今以後、誰恃哉、一（前掲書）と慟哭せしめたことは单なる誇張や修辞ではなく眞に太子の薨去によつて光明と希望を失つた事を伝えてゐるものと見ねばならない。是程迄に何故に太子が時代に超逸されていたか、結局太子の為人人格の然らしめる所であると云ねねばならない。思想

は力である。思想の無い所に実行実践は無い。太子の日本の自覚の上に起ちたる仏教儒教さては道教或は天文地理等の学問こそその天稟の英明さに磨きをかけたわけである。

「神道は道の大本、天地と共に起り、以て人の始道を説く。儒道は道の技葉、生黎を共に起り、以て人の中道を説く。仏道は道の華実、人智熟して後に起り、以て人の終道を説く。強いて之を好み之を悪むは是れ私情なり。」（大川周明博士著『日本文明史』所収太子伝補註引用）とは固より太子の言葉を其のまゝ伝えたものではあるまいが、太子生涯の業績を顧みるならばその教学の根本的態度を最も鮮やかに表したものと見ることが出来る。即ち太子は神道を以て政治の根本義となし、儒教によりて国民道德の改善向上を図り、仏教によつて宗教的生活の醇化を図ろうとされたのであつて是等太子教学の根本は如何にして啓廻開発せられるに至つたかについて、聊か解明を試みて見ることにしたい。

太子の儒、仏等新來の学問に対する根本的態度は實にその製疏に係る『法華義疏』の第一巻序頭に記したる「此是大委國上宮王私集非^{註④}海彼本」に於て闡明されている。即ち舶来の思想を以てしないで飽く迄太子自身の理解に基くという日本の自覚の下に述作を進めたといふ声明であつて、太子の学問は終始一貫してこの態度で臨まれたといふことが考えられる。

先づ日本の自覺の強い太子は神道に対し如何なる態度を持たれていたか、垂仁天皇以来積極的に神祇を祭る詔等絶えて無く、殊に父用明天皇は「信^ミ仏法」、尊^ミ神道（『日本紀』用明天皇の条）ばれたと述

てあるので行文の上から見ると神道に対しても聊か消極的で在つたにも拘わらず推古天皇十五年(六〇七年)二月「朕聞之、曩者我皇祖天皇等宰々世也、蹠々天躋々地、敦礼々神祇、周祠々山川、幽々乾坤、是以陰陽開和、造化共調、今当朕世、祭祀神祇、豈可々怠乎、故群臣宜々相共竭々心以拜々神祇。」(『日本紀』推古天皇十五年の條)といふ詔を下されると共に程なく「皇太子及大臣率々百寮、以祭祀神祇、」(前掲書)した事が見えている。思うに仏教渡來以後既に半世紀を経過し、物部守屋征討の時の誓願に係る四天王寺は推古天皇元年に、法興寺⁽⁵⁾は同四年に夫々落成し、今又この年に法隆寺も完成(『上宮聖德法王帝説』)したので、我国有史以来の大寺の出現と共に仏教は飛躍的發展を遂げるに至つた。剩え寺号を以て元号(法隆寺金堂の釈迦仏造像記、伊予道後温泉碑等)とする等のことによつて最早仏教は上下を風靡し時代を左右する程の勢力を扶植するに至つたので、夙くより日本の自覚に起ちたる太子は仏教の興隆を図ることによつて神祇祭祀の軽んぜられる様な事があつては日本の自覚を喚起する上に於て最も重大なる片手落となるのでこの天皇の詔を請われたわけであろうから、寛に時宜に適した措置と云わねばならない。

太子の神道に対する行実の伝えて詳らかでないのは、神祇奉祀と國家の関係からして余りにも当然の事とせられていた為めに割愛されたものであろうが、新来の学問に対しても事細やかに文書に記述された。仏教の渡来は一応公的には欽明天皇十三年（五五二年）十月百濟の聖明王が使を遣わして仏像、経巻等を齎したことを以て初見とする通説に従うとしても、それ以前に帰化人等によつて私かに将来せら註^⑦

れて居つた事はあり得べき事であり、太子出生の年即ち敏達天皇元年
の頃は既に二十年乃至二十数年を経過しているので一般的にではない
にしても一部には携行に便なる経卷等は流布していたものと考えてよ
い。そうすれば『伝暦』に伝うる所の敏達天皇六年（太子六歳）百濟よ
り經論等を将来した時太子か天皇に「児情欲レ見二持來經論」と望ま
れたり、又翌七年再び百濟から經論数百巻を持來つた時に「春二月、
太子燒レ香披見、日別一・二巻、至レ冬一遍了、又奏曰、月八日、十四
日、十五日、二十三日、二十九日、三十日、是為二六齋、此日梵天、
帝釈降見ニ國政、故禁ミ殺生、是仁之基也、仁与レ聖其心近矣、天皇
大悅、下ニ勅天下、「此日令レ禁ミ殺生之事。」と見え、更に翌八年冬十
月に新羅国から仏像を献上したので、太子は皇子から「児說ニ仏經、
其旨微妙、望也崇貴仏像、如レ說修行」せんと奏請せしめた所天皇は
悦んでその仏像を皇子に賜うて供養せしめたことが載せられて
居り、事實はこの記述の通りであつたか如何か真偽の程は判然
しないがこれは只單に著者藤原兼輔の潤色だけではなく、當時既にこ
の記述が出来るであろう程の信仰的説話が流布され、太子の生活環境
や其の生立等からして是等の仏像經卷等にも接し不充分乍らも小兒と
して何等かの発言、行動もあり又その傾向性もあつたであろうことも
強ち否定するには及ばないので、天性英明であつた事の裏書として伝
えたい事柄である。

太子教学の根本的態度は天資英邁に加うるに、推古天皇元年（五九三年）の条によると内教即ち仏教を高麗僧惠慈（一に又慧慈と作る）に、外典即ち儒教を博士覺架に学び「並悉達矣。」したと記してある。勿

論これは推古天皇元年の条に載せてはあるがその年に始めて学んだといふわけではなく、穴穂郎間人皇女懷姫の事から書き下した一条であるから凡そその頃と解すべきであり更に同三年五月の条に師惠慈の日本へ帰化と共に太子は之を師としたと見え、元年之内に習い、三年に之を師とされたとあるのは各々別々の事ではなく、前者は総説的、後者は各説的の記述であつて太子の師としての惠慈の活動は推古天皇三年に始つたものと解すべきではなかろうか。又其の年百濟僧惠聰（^{註⑧}に又慧聰を作る）が来朝した。惠慈と惠聰とは「弘演三仏教」、並為三宝之棟梁、「り惠聰は太子の学問の対手となつたことは見えないが、

翌四年（法興六年）十月には、太子はこの惠聰等と共に伊予道後の温湯に遊行されているので三宝の棟梁の一人でもある所から隠に陽に学問の対手として選ばれたものとしなければならない、次で同年十一月法興寺の完成と共に惠慈、惠聰の二僧が始めてこの寺に止住し、惠慈是在朝二十年余にして推古天皇二十三年（六一五年）十一月本国百濟に帰住している。その間に於ける太子と二僧との学問上の消息は『伝

暦』推古天皇三年の条に「此両僧博涉内外、尤深釈義、則太子問道、聞一知十、聞十知百、二僧相語曰、是実真人也、或不思而達出論外、三年業成」とあり、「三年業成」は太子の学問が略々完成したことであつて惠慈等との師弟関係の終止を表したものではなく、在朝二十年余の関係を見逃すことは出来ない。そして此の頃の太子の学問の進度は後に述べる所の三經義疏に現れる太子の思想からすれば「不思而達出論外」という事は事實上著述によつて明らかに立証せられているので「聞十知百」等に多少修辞上誇張があ

るにせよ是等の記述の如きは全面的に事実として肯定して問題はないであろう。

そして又推古天皇十年百濟の僧觀勒が来朝して暦本及び天文地理書、遁甲、方術の書を奉つたので太子は書生数人を選んで研究させられ「皆學以成業」（『日本紀』推古天皇十年の条）した位であるら太子自からも研究されたことに違いないであろう。故に仏儒の蘊奥を極めると共に「照天文地理之道」法華等の經疏七卷を偏述され（『上宮聖德法王帝説』）る等實に所有する学問の精隨を尽して仏法の興隆に精進せられた。

斯の如くして学問にいそしめられた太子は當時如何なる仏典を研鑽されたかについて若干の考察を加えて見るならば、先づ第一に取り上げられるのは勝鬘經維、摩經、法華經、であることは論を俟たない所であると共に、是等の「義疏」を著されるに當つて用いられた多くの典籍をも見逃すことは出来ない。

仏典の講讃・義疏の述作

經疏を製せられるに先ち『日本記』推古天皇十四年七月の条によると天皇の要請によつて「勝鬘經」を三日間講讀せられ、次で又是の年に『法華經』を講讀せられた所、天皇は非常に喜ばれて播磨国の水田百町歩を太子に賜つたので之を斑鳩寺に施入されたことになつてゐるが、勝鬘經講讀について異説があり『法王帝説』は推古天皇六年の四月とし、『太子伝補闕記』は推古天皇二十五年四月とし、『伝暦』は日本紀と同じく推古天皇十四年として居り、『聖德太子伝私記』は

推古天皇十六年と同二十六年となつてゐるが、何れを可とし、何れを不可とするかは、その書の成立に係る因縁等を以て判定せねばならない。然し又一面には講説がこの様に幅広した記述となつてゐるところは天皇、太子共に夙に氏族制度の弊害を看破せられて只管「道力」による折伏を期待せられて特に屢々御進講のあつたことの証左ではないであろうか。おそらくその経疏述作の年次の長い事や参考とする注疏等の少い事が反つて太子の勝鬘に力を集中せしめた結果となり、天皇も亦之に感動せしめられたといふことも併せ考えねばならないであろう。

勝鬘、法華の講説もさること乍ら、太子の生涯に於て永世伝うべきものは何と云つても勝鬘、法華、維摩の三經義疏と十七條憲法註⑨とでなくてはならない。先づ三經義疏から筆を進める。

『勝鬘經義疏』は『補闕記』（『伝暦』も同様）によれば、推古天皇十七年（六〇九年太子三十六才）四月その業を始めて、同十九年一月に完成し、惠慈法師等の大徳をして讚嘆誦習せしめた所「不_レ加_ニ一字_ニ、不_レ減_ニ一字_ニ、項戴崇奉、更無_ニ餘言_ニ。」と言わしめたことによつても如何に精魂をこめられた述作であつたかを窺い知ることが出来る。太子のこの述作の依拠の經本としては劉宋の求那跋陀羅の訳による元嘉本であることが認められ（橋川正著『日本佛教史』）ているが、之が注疏については古來拠るべき疏が無く、太子自ら新たに其の疏を作られたのであるから、その引用書や人名のないのは寧ろ當然（松本文三郎前掲書）であるとされる点もあつたであろう程の困難なる仕事であつた。

求那跋陀羅によつて經本が訳出せられると、之が注疏を出すものも

少からず法瑠えり、道猶ゆう、道茲みん、法瓈ゑき、惠通、道弁等相次で之が述作にとめ、隋の時代に至りては延興寺曇延『勝鬘經疏』等があり、就中隋の淨影寺慧遠の『勝鬘經義記』二卷（以上の注疏は何れも大正新修大藏經に見えない。）と嘉祥大師吉藏の『勝鬘經寶窟』三卷（大正藏經は六卷とする。）はその主なるものであり、嘉祥大師自ら「余艶味既重、鏹鑽累れ年、捃拾古今、搜檢經論」というを以て見るも自ら恃む所の大きかつた事を物語ると共に又實に是等の間にあつて独り頭角を顯わしていた（國民文庫刊会本『國訳大藏經』経部第三巻境野黄洋解説、大東出版社本『國訳一切經』宝積郎七蓮沢成淳解題参照）のでおそらく惠慈等の手によつて日本に将来されて太子の披見に供せられたといふことも亦有り得たことではなかろうか。

其の他依拠の經典として『優婆塞戒經』『法鼓經』『涅槃經』『金光明經』等を予想することが出来、直接製疏の参考としては光宅寺法雲の『註疏』を用いられたのではないかと思われるものもある。（島地大等著『日本仏教教學史』）尤も『金光明經』の伝来を『日本紀』の編集完了の直前とする向（西田長男博士著『日本宗教思想史の研究』）もあり、又『勝鬘經疏』『勝鬘經科簡』（何れも『大正新修大藏經』には見えない。）をも引用されたとする（山辺習字著『佛教教學を語る』）向もあるがその是非は今暫く之を措く。

とにかくして出来上つた太子の義疏は惠慈の手によつて本国高麗に持ち返られると共に、後又支那に渡つて天台の湛然の門下明空（一本又妙空に作る）によつて『勝鬘經私鈔』六卷がものせられている。

説明、得證（一本又得清に作る）等八人が太子の『法華經義疏』と共に揚州の龍興寺靈祐（一本又靈裕に作る）に与えたために明空の鈔が出来、^{註⑩}明空の鈔は後仁明天皇の頃慈覚大師が入唐の時に之を携行して日本に行われた。斯くして太子の疏は明空によつて広く支那の学界に紹介せられ、明空の鈔は慈覺によつて我国に伝わることを得たのである。

（松本文三郎前掲書、境野黄洋前掲書解説、蓮沢成淳前掲書解題参照）

又日本に於ては其の後鎌倉時代東大寺の凝然^{ぎょうねん}がこの太子の義疏に就て『勝鬘經疏詳玄記』十八卷を著わし、降つて徳川時代には普寂律師の『勝鬘經顯宗鈔』三巻があり、太子の一義疏と『宝窟』の説とを引用して自己の見解を述べ「性藏の體義を究め、権実の幽頭を探るは、聖皇の義疏、独り其の善を擅にす。」と宝窟の乱用を慨して太子の『義疏』を只管奉讃している。（境野黄洋前掲書解説、蓮沢成淳前掲書解題参照）

『維摩義經疏』は『補闕記』（伝暦も同様）によれば、推古天皇二十年（六一三年太子三十九才）一月その業を始めて、翌二十一年九月に稿を終えて居り、太子依拠の經本については吳の支謙羅什の訳に係る『仏說維摩詰經』二巻と鳩摩羅什の訳した『維摩詰所經』三巻との中古來最も盛んに行われた羅什本があることが認められ、（橋川正前掲書）製疏に当つては僧肇^{そう}の訳^{註⑪}が用いられている。（橋本文三郎前掲書）僧肇は秦時代の大德羅什門下四哲の一と称せられ、その著『維摩經注解』五巻は師羅什の講義も聞いて著したもので（大東出版社本『國訳一切經』経部六深浦正文解題参照）當時相当の権威を以て流布されたもの如く、僧肇の死は允恭天皇三年に当るので、惠慈等もこの注解を将来

して、太子と共に講究し、又太子の講讚に當つても参考として用いられたものであろうが、隋の嘉祥大師吉藏の『淨名玄論』八巻、『維摩經遊意』一巻、『維摩經略疏』五巻、『維摩經義疏』六巻と共に、天台大師智顥^{ちぎ}『維摩經玄疏』六巻、慧遠の『維摩經義記』八巻等も或は太子の南針に属したものとも見られ、（深浦正文前掲書参照）其の他この製疏に当つては大智度論、無量壽經、桝巖經、乳光經等が用いられてゐるよう言われ（島地大等著『日本佛教教学史』）如何に博識、叡智なる太子が製疏に努力を払われたかを窺うことが出来る。

『法華義疏』は『補闕記』（伝暦も同様）によれば、推古天皇二十二年（六一四年太子四十一才）一月その業を始め、同二十三年四月に完成して居り、太子の依拠とする經本は維摩經の場合と同様、鳩摩羅什の訳と認められ、（橋川正前掲書）疏の訳については主として梁代の法雲の説が屢々引用せられている所を見ると之を参考とせられたことが窺われる。法雲の出た六朝の頃は「六朝の諸師競うて註疏を作り指を屈するに七十餘家を数ふべし、」とか「漢より唐に至るまで六百餘歳、總て群籍に歴て四千餘軸、受持の盛なるは此經に出づるものなし。」と迄言われ、是等多数の註釈の中で最も代表的なものは、梁の光宅寺法雲の『法華經義記八卷』、隋の天台大師智顥の『法華三大部』三十卷、（『大正新修大藏經』所収のものは『妙法蓮華經玄義』『同文句』各二十卷）嘉祥大師吉藏の『法華玄論』十巻、『法華義疏』十二巻、『法華論疏』三巻、『法華遊意』二巻（『大正新修大藏經』は一巻とする。）『法華統略』六巻等とされている（馬田行啓法華經解説『國訳一切經』大東出版社本法華部）ので主なるものは一応流布されていたこととも考え

られるが、「此等の人々は總じて通大乘の義として法華經の優越なる異点特色を發揮したるものは幾んど鮮し。概して皆涅槃若くは華嚴に依つてこれを宗旨の本と為し、其の宗旨より翻つて法華經を講説したものなれば法華經の位置は反つて涅槃若くは華嚴の下に在り。」

（『國訳大藏經』國民文庫刊行会本經部第一卷 清水梁山法華經三部開題）という状態であつて六朝の前期時代の七十余人の伝法は涅槃宗華嚴宗等を本となし、後期時代は法華宗の正系といわれている。法華經の本朝初伝は『扶桑略記』によると、敏達天皇六年と伝えられ、後三十年を経て夙くも太子の法華經講讀があり、次で『義疏』の著述が行われたのであるが、當時天台大師の『法華三大部』は未伝（孝謙天皇天平勝宝六年始めて鑑真和尚が将来したという。）の時代でもあつたので、同時代隋の嘉祥大師の『法華義疏』^{註⑫}等の諸註疏もおそらく伝来していなかつたので、勢い主として法雲の『義記』が用いられて、太子の註疏を資ける所があつたものであろう。然し太子は飽く迄之を参考とするに止め更めて独自の見解をとる事も多かつた。

又『伝暦』の伝える所によれば推古天皇十五年小野妹子を隋に遣わすに當つて法華經の異本を求められ翌十六年妹子の帰朝に際して、将來したがその経は太子の意に合はないので涙を垂れて火に投じたとする。太子の求める異本は何であつたか明らかでないが、『古今目録抄』の記事によると太子の製疏に當つて用いた『法華經』には「宝塔品」、「勸持品」等が、「太子伝私記」には「普門品世尊偈」と「提婆品」が欠けているとしている。元来「提婆品」は羅什の訳後五十年達摩提の訳出したもので勿論羅什本ではなく、梁の満法師が私かに附け始めて一般に行われるようになり、又「世尊偈」は羅什の死後百五六十年の後隋の闍那崛多が訳出して『法華經』の中に編入したものであるから何れも太子の時代にはまだ将来されていなかつたので、異本というのは南岳慧思の「提婆品」編入に係る『法華經』を求められたのではなかろうか。そうすると太子披見の『法華經』乃至註疏は六朝時代のものであるという事になり、（松本文三郎前掲書）妹子の異本将来の事の如き太子の学問研究は如何にも徹底し然も批判眼の極めて鋭いものであつた事を窺い知る事が出来、是等太子の『法華經』の講讀、製疏の根本は遂に最澄、日蓮等の取り擧げることによつて普く日本に行われるようになつた。

尚太子の三經義疏の内法華と勝鬘については前後二回の製作があつたことが伝えられ、境野哲博士は三經とも一回説をたてゝ之を否定している（同博士述聖德太子伝『聖德太子全集』第四卷所収）が今その記載のある『聖德太子伝私記』によれば「法花四卷在此朝後疏也、五卷疏無此朝先疏也、勝鬘一卷初度略、自元當寺流布疏初疏、又一卷近度後方傳之、維摩經疏只御製三經度也」と見え疏者、皆以「象牙」作「札付」之、但維摩勝鬘二疏正本無之。」と見える。ともあれ太子の仏法興隆に間接的に幸したことの一つとして北朝の破仏について一考しておく必要がある。それは長安の羅什寺石仏の衣

られるが、「此等の人々は總じて通大乘の義として法華經の優越なる異点特色を發揮したるものは幾んど鮮し。概して皆涅槃若くは華嚴に依つてこれを宗旨の本と為し、其の宗旨より翻つて法華經を講説したものなれば法華經の位置は反つて涅槃若くは華嚴の下に在り。」

（『國訳大藏經』國民文庫刊行会本經部第一卷 清水梁山法華經三部開題）という状態であつて六朝の前期時代の七十余人の伝法は涅槃宗華嚴宗等を本となし、後期時代は法華宗の正系といわれている。法華經の本朝初伝は『扶桑略記』によると、敏達天皇六年と伝えられ、後三十年を経て夙くも太子の法華經講讀があり、次で『義疏』の著述が行われたのであるが、當時天台大師の『法華三大部』は未伝（孝謙天皇天平勝宝六年始めて鑑真和尚が将来したという。）の時代でもあつたので、同時代隋の嘉祥大師の『法華義疏』^{註⑫}等の諸註疏もおそらく伝来していなかつたので、勢い主として法雲の『義記』が用いられて、太子の註疏を資ける所があつたものであろう。然し太子は飽く迄之を参考とするに止め更めて独自の見解をとる事も多かつた。

又『伝暦』の伝える所によれば推古天皇十五年小野妹子を隋に遣わすに當つて法華經の異本を求められ翌十六年妹子の帰朝に際して、将來したがその経は太子の意に合はないので涙を垂れて火に投じたとする。太子の求める異本は何であつたか明らかでないが、『古今目録抄』の記事によると太子の製疏に當つて用いた『法華經』には「宝塔品」、「勸持品」等が、「太子伝私記」には「普門品世尊偈」と「提婆品」が欠けているとしている。元来「提婆品」は羅什の訳後五十年達摩提の訳出したもので勿論羅什本ではなく、梁の満法師が私かに附け始めて一般に行われるようになり、又「世尊偈」は羅什の死後百五六十年の後隋の闍那崛多が訳出して『法華經』の中に編入したものであるから何れも太子の時代にはまだ将来されていなかつたので、異本というのは南岳慧思の「提婆品」編入に係る『法華經』を求められたのではなかろうか。そうすると太子披見の『法華經』乃至註疏は六朝時代のものであるという事になり、（松本文三郎前掲書）妹子の異本将来の事の如き太子の学問研究は如何にも徹底し然も批判眼の極めて鋭いものであつた事を窺い知る事が出来、是等太子の『法華經』の講讀、製疏の根本は遂に最澄、日蓮等の取り擧げることによつて普く日本に行われるようになつた。

尚太子の三經義疏の内法華と勝鬘については前後二回の製作があつたことが伝えられ、境野哲博士は三經とも一回説をたてゝ之を否定している（同博士述聖德太子伝『聖德太子全集』第四卷所収）が今その記載のある『聖德太子伝私記』によれば「法花四卷在此朝後疏也、五卷疏無此朝先疏也、勝鬘一卷初度略、自元當寺流布疏初疏、又一卷近度後方傳之、維摩經疏只御製三經度也」と見え疏者、皆以「象牙」作「札付」之、但維摩勝鬘二疏正本無之。」と見える。ともあれ太子の仏法興隆に間接的に幸したことの一つとして北朝の破仏について一考しておく必要がある。それは長安の羅什寺石仏の衣

文と法隆寺にある鳥仏師の手に成った釈迦三尊仏のそれとが相一致しているということである。つまり之は北魏の仏教が、韓半島を経て日本に渡來した一つの証左であつて、太子依拠の經本並びに注疏類も蓋し北魏に流布しているものが將來されたであろう事の證明にもなり得ると思う。殊に北魏の太平真君五年及び同七年の廢仏は「天下の沙門を坑にし仏像を毀ち寺塔を壊る」等慘を極め、遂には悔悟して大同雲岡の石仏造成の大事業を完成せしめる程の大事件であり、又北周の建徳三年及六年の廢仏は「沙門道士を還俗せしめ、三宝の福材を臣下に散給し、寺塔を王公に賜給」する等の圧迫を加え、このために難をうけた僧も相当あり、「淨影寺慧遠が極諫をなしたが及ば」ず、又この法難に苦しんだ者の中には靈裕、慧遠等高徳の沙門もあり、「或は山中に逃れ或は南地に避け或は俗間に隠れ或は帰俗を粒う」（宇井伯寿著『支那佛教史』）者も続出するという状態であつたから、是等の圧迫、法難を避けて韓半島に到達する者も蓋し相当の数に上り、又所持の經論も共に移出された事であろうから、直接その恩恵を蒙つたのはいう迄もなく百濟等の仏教徒であつて、間接的には我国にも影響を及ぼし、延いては太子の講讚、製疏についても必ずや有力なる参考資料となつた事と思われる。

斯くして出来上つた所の太子の三經義疏は、「補闕記」の記す所によれば「義、儻、不、達」れば考究に考究を重ね、解明するに及んで慧慈に詣つた所「法師亦頓悟、發不思、歎未曾有、皆稱、上宮疏」へ、且弟子に「是義非凡、持、歸、本、國、欲、傳、聖、趣」と語り「庚戌年四月、持、歸、本、國、講、演、彼、土」した程師惠慈を感動せしめた古事は多少の

讀辭が加わつてゐるにせよこの事は我国學界の榮譽であつて又、この消息の意の存する所は實に太子が心血を注いで完成されたという非凡の業績を称えて余す所がない。にも拘わらず太子は常に謙虚にして熱心なる態度を以て事に臨まれたものの如く、『伝暦』は「流通妙義」、未足^二万之^一、而今釈典漸伝」と伝えて居り、彼此併せ考えるのに、太子に於て始めて仏法の研鑽と行動を一體的に把握した、菩薩行の行者の姿を彷彿として仰ぎ見る事が出来る。

太子の經学

太子は仏教を惠慈等について学ばれ、儒教については博士覺架（一本又學架、學呵に作る）について研鑽されたことが『日本紀』に見えていゝが、覺架については詳らかでない。只『太子伝古今目録抄』に「自^二五歳^至七歳^二、逢^二御師範博士學架等^一、學^二尽^一五明^二」されたと見え^一て居り、又覺架について何を学ばれたか、又平素如何なる書を愛読研究されたかについても詳かでない。儒教の伝来は応神天皇五年（一一五年）に百濟から阿直岐、同十六年に王仁が來朝し、王仁は論語及び千字文を將來し、阿直岐は「能讀經典」み、王仁は「是秀也」であつたので、太子菟道稚郎子は之を師とし、特に典籍は王仁について学ばれ「莫^二不^一通達」き状態であつた。が菟道稚郎子遂に身を以て教に殉する等の悲劇をも生ずるに至り、未だ儒教は日本のものとならなかつた。殊にかの禪譲放伐の思想及び之に伴う倫理道德の如き、到底日本のものではなく、幾多の弊害さえ生ずることとなつた。是等の思想は、遂に聖德太子出世に當つて、漸く始めて日本文化の向上發展の

ため寄与貢献する所となつた。

太子が始め儒教を学ばれるに当つて如何なる典籍を用いられたかについて、概ね『三經義疏』乃至『十七條憲法』の成句の出典から究すれば略々その外廓を窺い知ることが出来る。即ちそれは論語、中庸・孟子・詩經・尚書・礼記・左伝・墨子・莊子・韓非子・管子・孝經・史記・漢書・文選等であり、太子の著述の当つては是等の典籍より広く材料を探り、その中には古人の成句をそのまま使用しているものがあるが多くの旧文の意を転じて之を用い、務めて踏襲を避けたる（文部省藏版辻善之助述『聖德太子十七条憲法』）が、太子が独自の立場から新義を立てるに当つて如何なる典籍を用いられたか、一応研究せねばならぬ事柄である。

『論語』は王仁の将来したものと同様のものと想われるが、この王仁の『論語』についても色々の議論がある。『養老令』によると奈良時代には鄭玄本と何晏本とが行なわれていた（武内義雄著『論語之研究』比屋根安定著『日本宗教史』）ので何れを用いたか、二種類の底本も入手可能の状態に在つたものの如く、考証訓詁に傾いた『鄭玄注』、老莊に傾いた『何晏集解』と、一得一失があるのであるが何れをも参考とせられたと見る事が妥当であろう。五經は継體天皇七年（五一三年）六月に五經博士段楊爾が朝貢しているので、五經を将来したことは明らかであるから依用の底本はおそらく漢・魏・晋時代の主要なものであつたであろう。

前漢時代から行われて來た儒教教典の訓詁解釈は後漢時代に至つて益々隆盛を極め鄭玄・弘安国等斯界の泰斗を出したが、魏・晋時代に遷

り漸く老莊思想が拾頭して何晏等の輩を見るに至つたものの、猶文字章句の訓詁解釈の域を脱し切れないで未だ哲学的思索を試みるに至らなかつた。かくて梁等南朝に入り愈々老莊思想に加えるに仏教が尚ばれるようになり、訓詁の学は最早行き詰りとなつて局面打解のために訓詁に更に訓詁を施す所となり、所謂義疏というものが成立するに至つた。論語に於ける後漢の『鄭玄注』、梁の『何晏集解』、梁の『皇侃義疏』。孟子については後漢の『趙岐注疏』、周易については魏の『王弼注』尚書については漢の『孔安國注』、毛詩については『鄭玄箋』、三礼については『鄭玄注』、春秋博については晋の『杜預注』漢の『何休解詁』、晋の『范寧集解』、等と見られるが、是等の諸学は五胡十六国の乱後をうけて南北両朝の時代にうつると共に経学亦南北に分れることとなり、南学は概して綜合大意を尊び経書は易に王弼、春秋左伝に杜預、礼に鄭玄を用い剥え仮老の思想を混え、北学は漢代古文の学を崇びその研究は精微を重んじ、経書は易・書・詩・礼と共に鄭玄注を尊重し、前代迄の註に対し更に之を註解する義疏学を生ずることとなつた。こういう関係からして當時流布されていたものと思われるものは王弼・弘安国・杜預・范寧・何晏・皇侃等の諸註疏であつて是等は主として南學に尊重された。尤も詩經及び三礼は南北と共に鄭玄注を用い又皇侃の『論語義疏』の如きは當時他の註疏が行われていない時であつた關係から或は北學にも採用していたかも知れない。（市村瓊次郎著『東洋史統』、安井小太郎著『経学門経』、長沢規矩也編『支那学入門書略解』、近藤季著『支那学芸大辞典』参照）

かようにその主とする注釈を異にしたとすれば、経書の解釈に南北

の相違の生ずることは免れないとあって、当時の百濟に対し南北何れの学統が影響を及ぼしていたかについては研究を要する問題である。多くの学者が南北両朝の難を避けて陸路韓半島に到來したであろうとするものは王仁将来の『論語』を『鄭玄注』と見るのであるが、皇侃の『論語義疏』が我が國のみに存するというが如きことを以てするならば北學系の典籍のみが将来されたと見るものも早計ではあるまいか。又『法華經』の異本をも需められたという太子の學究態度を以てするならば必ずや南北両学所依の典籍をも需められたに相違あるまい。謂わんや隋との修交頗繁となるに従つて一層其の機運はいやが上にも醸成されたことであろう。殊に唐代儒学の沈滯不振を前にして隋代の經學思想の内容に動搖を生じていなければなく、永い間全盛を極めた訓話詞章の学も何等かの改革發展の必要に迫られて最早鄭玄一式では到底過され得ない情勢が緊迫化していたのであるまいか。それが又百濟や日本に影響しないわけもなく、太子は是等南北の經疏を研究され、徒らなる訓話、思弁の觀念の域を逸脱して之を縱横無尽に駆使し、太子独特の見解を以て思想を形成し、太子生涯の事績が展開されるに至つたのではなかろうか。

十七条憲法の肇作

欽明天皇の任那再興に関する悲痛なる遺詔による歴代天皇の努力も報いられず、剩え太子の考慮を煩した推古天皇八年より三ヶ年に亘る新羅の遠征も空しき結果に終ることとなり、茲に愈々武断的方法を避け、平和的方針による事の必要性を痛感せられ、外国との修交もさ

ること乍ら、先づ最初に内治に力を向けて冠位十二階を定めて因襲的人事を排除して人心の心氣一転を劃すると共に、推古天皇十二年（六〇四年）四月（法王帝説は十三年七月とする。）「親肇作憲法十七条」（同博士著昭和七年版『文学に現れたる国民思想の研究』貴族文学の時代）と題し、後世亦「上官太子作憲法十七条」、「國家之制法自是始」（弘仁格式序）とも為して如何にも法律整備時代に於ける成文憲法の如き見方取扱い方をする様になつてはいるが、太子の憲法は之と同日に談すべきものではなく、寧ろ夫れ以上の深い内省的のものがあることを見逃してはならないであろう。今それと明確に断言することは出来ないにしても、人民は概ね「上行下靡」、「上不禮而下非齊」が常であつて「人鮮尤惡」、「能教從之」ものであるから「古聖王為官以求

人^ヲ」める所以であり「千載以難^{アハ}待ニ一聖^ヲ」きも「群卿百寮以^ク礼為^ル本^ト」ば「事無^ク大小^ハ、得^レ人必治^ル」り、「國家永久^ニ、社稷勿^レ危^ク」こととなるを期待しての政治行政に与るもののが籠戒であり、又政治学の要領を提示したものであつて、「抽象的理論、一般的教訓」（津田博士前掲書）であるが如きものではなく、その思想的根柢となるものは子思の道破してゐる「文武之政、布在^{アリ}三方案^ニ、其人存^ス則^シ其政^ノ、其人亡^ハ則^シ其政^ノ」（中庸）という儒教の政治の根本を把握して遂に「將に他を化せんと欲せんには、要ず先づ己が身を正しくすべし」（花山信勝校訳『勝鬪經疏』）に到達された結果である。太子は組織的な政治学の教養を積んでいられた関係から国家を憶う至情切々なるものがあり、さりとて「共謀^ヲ」の関係に於ては共に語るべき思想の持合せもないので、私かに親ら之を製作されたものであると思われる。私かに親ら之作成されたものは言え、國家の製法はより始まると言えぬわけはないのであるから、勿論其の後法律整備時代の立法に当つて、根本精神の改廃を必要としない限り之を取り入れて行くという事は寧ろ当然の事である。

この十七条憲法に流れている思想の系譜は、儒教及び仏教であり、之に法家及び道家の思想が取捨塩梅せられてゐることは太子の学殖の程からして異とするに足らぬ。仏典の判決に当つて独歩の新開拓をされるような所謂其の道の蘊奥を極めた太子が、政教の根本を示すべき然も親ら筆めて作る述作に於て仏教思想を以て一貫しなかつたのは又深い理由の存せばならぬ所である。政治は飽く迄現実の効果を狙つてゐるものであるからこの面に於ては一步前進してゐる儒教の思想表現を以て之を貫き、その哲学的な面に於ては仏教による思想を以てした処に深い思慮と周到なる用意のあることを看取することが出来る。そして取捨選択の上に彼此多寡の相違はあるにしても、その一方に偏しなかつたのは徹頭徹尾「東天皇」（『日本紀』）の君臨し給う日本国の自覚の上に起つて只管所期する理想国を開闢せんとせられたが為めである。故に儒教的の表現をするも仏教の精神であり、仏教的表現をともるも儒教の根本を離れて居らず、何れも皆日本国開闢のための注釈であり方法であつた。

太子の憲法を解明するに當つては、儒仏寺によつて啓発培養せられたる大乘相應の地日本國開闢のための理想と共に、その背景としての當時の國家社会の情況を把握して置かなければならぬが、日本國開闢のための太子の発願については後段三經義疏の社會福祉思想の研究に於て明らかにするが如く、又當時の國家社会の情況については前段氏族制度並びに之に伴う幾多の派生的諸問題を顧みるならば充分理解されることであるので、今更めて之を喋々するの繁を避けて直接条文の検討にうつりたい。

一曰より十七日にして十七箇条の条文は、言々句々皆日本國建設に関する理想と、之を実現するための官人の籠戒とを主として述作せられたものであると言うことが出来る。即ち「以^ク和^ハ為^ル貴」は世界調和の究極であつて、「禮之用^{モツカ}レ和^ハ為^ル貴」（『論語』）となす所以である。つまり礼とする所の「天理之節文、人事之儀則也。」（『論語』学而朱註）は國家権力の發動によりて行われる法律規則と社會秩序の維持の為めに必要な風俗習慣等の規律（服部宇之吉礼記解題 富山房版『漢文大系』

十七) というものであつて究極に於ては、調和—美、至善—を離れたものでなく。従つてこの和は自然界に於ては美、道徳的には善、人格的には真であり聖である所の究極のものを狙つてゐるものと言わねばならない。元礼記中的一篇であつた『大學章句』「止於至善」を離れた『詩經』を引用し衍釈しているのを見ると、「詩曰邦畿千里、惟民所止」「詩曰縕蠻黃鳥、止于丘隅」、子曰「止、知其所止」、仁、為人臣、止於敬、為人子、止於孝、為人父、止於慈、與國人交、止於信」というように、國家、社会に於ける君臣父子等あらゆる階層の人々の安住すべき理想を掲げ各々之を実践追求することを以て和の目標を立てられている。礼は和を以て貴しと為す所以のものは国家社会の秩序を保つということであり、それは各自の守るべき本分使命を存分に果すことに於てのみ可能であるということであつて、是等が總て実踐履行されこそ始めて人間各自がその生命に生きるという所謂人生究極の目標に到達し、「一切衆生悉有仏性」確認による生命の本源を追求することの不可欠なることを闡明したものと解することが出来る。

人間の生命の本源を追求するための実踐行動を規整するためには、何が最も適切であり又必修のものであるか、これを明らかにしたもの即ち「篤教三宝」、三宝者仏法僧也、則四生之終帰、萬化（一本國に作る）之極宗也」と、仏教によつてその成果を期待したのである。理想と現実との二律背反を超克して、生命の本源を追求するには何としても仏法の興隆によつて人心の開発を図るより外に「萬化の極宗」

はないとされた。然し太子の仏法興隆は俗世間に於ける現世利益の輩とはその趣を異にし、たゞ現世の利益を斎すことになるとしても、それは飽く迄淨仏國土建現の大行であり、新生日本國の建立であつた。その理想が高ければ高い程、その願いが強ければ強い程「將に他を化せんと欲せば、要ず先づ己身を正しうすべし。」という『勝鬘經義疏』十大受章の期待が強く要請せられ、「賢哲任官頌音則起」り「得レ人必治」「國家永久社稷勿危」を期待せられる所以である。従つてこの己身を正しうする所以のものは畢竟國を治める事に外ならぬ。即ち「大土の己を正しうするは、要ず物を化せんが為なり。故に次に攝衆生戒あり。化物の道は但だ惡を止むるのみにあらず、要ず福善を修す。故に第三に攝善法戒あり。」と、己れを正しうするの道は個人的であり、物を化するの道は対人的、社会的であり、それ等は何れも福善の道によつて總攝せられることとなり、個人的、社会的といつても、それは只單なる個人、單なる社会ではなく、社会的実体としての個人を確認することによつてのみ個人が確立せられることとなる。故に攝衆生戒として物を化する政治の要諦は、己れを正しうする攝律義戒に徹したものが攝善法戒の目標の下に運営されるものでなければならぬとする。換言すればよい政治—物を化する—は、よき人己れを正しうする—によつて、よき理想よき願い—福善—の下に、行われなければならないことであつて、その三者が夫々相関的關係の下に立つて總攝的効果を擧げることによつてのみその目的を達成することが出来るのである。然しその最初であり又最後である所の人を得ることは「五百歳之後、乃令遇賢、千載以難待聖。」と難事中

の難事ではあるが「其不得聖賢、何以治國。」餘外の法はない、たとえ千載一遇にせよその根本を崩すことは許されない。徹頭徹尾聖賢を得ることに終始する事が又福善の道であり政治である。千載一遇を現在及び近き将来に期待し、切々として鑑戒が述べられている。

「承^レ詔必勤、君則天^レ之、臣則地^レ之、天覆地^レ載四時順行^レ、萬氣得^レ通、地欲覆^レ天、則致^レ壞耳、是以君言^レ臣承、上行下靡、故承^レ詔必謹、不^レ諱自敗。」と更に又「背^レ私向^レ公、是臣之道矣」とし、之に臨むに「明察^{ニシテ}功過^ヲ、賞罰必當^ヲ、日者賞不^レ在^レ功、罪不^レ在^レ罪、執^レ事群卿宣^レ明^{ニシテ}賞罰^ヲ」を以てしたことは、即ち当時の氏族制度の宿弊として現れたる数々の皇室の不詳事乃至は因縁情実による因襲の根源をついて依るべき大本を示すと共に、又一面福善の道を追求することについて透徹するの必要なきことを力説したものと解することが出来るのである。詔は福善の道を外れたものはあり得ないのであるから福善の道は詔であり、詔は時、處、位に応ずる福善の道である。日本国開闢のために選ぶ福善の道が氏族制度の齋す宿弊によつて成長し切れない所に又この憲法を敢て親ら肇作するの必要も生じたわけであり。「物を化せんが為」に時、處、位に応ずる福善の道を追求するに強烈なる要請のあるべきは、又太子の本懐と見るべきではなかろうか。

かくてこの福善の追求に努めて政治の任に当るべき官人に対するに、「信是義本、每^{ニシテ}事有^レ信、其善惡成敗、要在^{ニシテ}三千信^ヲ、群臣共^{ニシテ}信^ヲ、何事不成、群臣無^レ信、萬事悉敗。」の如く信あること信たることを期待された。信は「信為^{ニシテ}道元功德母、長^{ニシテ}養一切諸善法」(『華嚴經』「入^ニ仏法海^ニ信為^ニ根本^ニ」) (『心地觀經』) 「信力能入^ニ仏法^ニ」 (『智度論』)

所の信であつて又大信心の信と解すべく、真言であり眞事であり、露堂々たる人間の生命の躍動そのものである。故に「大信心者即是仏性、仏性者即是如來」(『教行信詔』)といわしめる所以であつて、人の人は之を哲学といい或は宗教というもよいであろう、そういうものであつてこそ始めて「信是義本」となるわけである。義は道德的秩序とも謂うべきものであり、凡そ一切の人倫を証するに当たりて當に則るべき條理、法則となるべきものである。そこで是等官人に期待するに、「群卿百寮、以^レ礼為^{ニシテ}本、其治^{ニシテ}民之本、要在^{ニシテ}于^{ニシテ}礼^ヲ、上不^レ礼而下非^{ニシテ}齊^ヲ、下無^レ礼以^レ必有^レ罪、是以群臣有^レ礼、位次不^レ亂、百姓有^レ礼、國家自^{ニシテ}治^ヲ」を以てし、群卿百寮はもとより国民に対しても礼によることを要請された。礼は既述の如く「天理之節文、人事之儀則也。」即ち法律規則や風俗習慣等であつて、云わば多くの人々の生活協同体に於ける国家としての、社会としての秩序を保つて行く所の規矩準繩であるであつて、更に此等が内面的に各人の人格に取入れられる關係に於ては道德ともなり哲學、宗教ともなり、「道德仁義、非^レ礼不^レ成、教訓正^レ俗、非^レ礼不^レ備、分^レ争^ヲ、非^レ禮^ヲ、非^レ禮不^レ決、君臣上下、父子兄弟、非^レ禮不^レ莊、」(『禮記』曲禮上)となる所以である。礼はしかく内面的に掘下げられ充実されてこそ始めて礼たり得るものであつて、形而上のにも形而下的にも他を化するための原理原則とも言うべきものであつて、官の官たる所以のものは又この原理原則を体認したもの

でなくてはならない。これが又「治民之本、要在乎礼」と示された所以である。

かくの如く群卿百寮に期待すると同時に当時官の遲緩、頹廢を戒めるに「人皆に「早朝晏退、公事靡監、終日難尽、是以遲朝不逮于急」、早退、必事不尽。」と早朝、晏退を以てし、執務に當つては「諸任官者、同知三職掌、或病或使、有ヒ闕ニ於事、然得ノ知之日、和如曾識」、其以非ニ与聞、勿妨ニ公務」と古往今來の官の通弊を指摘して余す所がないが、敢て之を示される所に氏族制度崩壊前夜に於ける

当時の状況の一層甚しきもののあつた事を窺い知ることが出来るであ

る。官人は各々其の職掌の事柄について精通するは勿論同僚の事務についても通じていなければ全体としての政務の効果を期待する事は出来ない。必要あつて他の同僚の仕事に従う場合に於ても「如曾識」^{クムガ}を聞知しないことを以て国民に迷惑を及ぼさない様にして常に「如レ臨ニ深淵」^{クムガ}、如履ニ薄冰」^{クムガ}（『詩經』小雅小旻）き態度を以て之に接するの要を説示すると共に、「群臣百寮、無レ有ニ嫉妬」^{クムガ}、我既嫉人、人亦嫉我、嫉妬之患、不知其極」、所以智勝ニ於己^{クムガ}、則不悦、才優ニ於己^{クムガ}、則嫉妬」と、同僚の嫉妬排斥の結果が国民に累を及ぼすことを虞れての鑑戒と垂れ、事を決するには概ね「大事不可ニ独断」、必与レ訴訟^{トシクス}、其百姓之訟、一日千事、一日尚爾、況乎累々歳、頃治レ訟者、得レ利為レ常、見レ賄聽レ讞、便有レ財之訟^{トシクス}如ニ石投ビ水、乏者之訴、似ニ水投ビ石、是以貧民、不知レ所由、臣道亦於レ焉闕」^{クムガ}の如く貧富の

懸隔によつて所訟の決せられるの弊をつくと共に之を戒めるに「人皆有レ心、心各有レ執^{リスルコロ}彼是我非、我是則彼非、我必非レ聖、彼必非レ愚、共是凡夫耳、是非之理、詎能可レ定。」を以てして、人間平等の再確認を強強し、更に「国司国造、忽々百姓」としたことは如何に一般国民の福祉を重んずべき道理を力説されたものであるかを窺うことが出来る。殊に是等の鑑戒は当時の官職世襲の通弊を痛撃し之を戒められると共に家永博士の指適せられるが如く氏姓階級の政治思想の中で未だその地位を与へられなかつた民、百姓がここに始めて支配階級から理論的に意識せられるに至つたのである。

この後政治的支配者の意識の内から人民に対する顧慮を消し去ることが永久に不可能となつたのであつてこの端緒を開いたという點で、十七条憲法の思想史的意義は劃期的なものがあつた、と云はなければならない。（家永博士著『日本道德思想史』）のであつて、「改革者の意氣は少しあも其の上に現れてゐず、充実した力強い精神が見えない。」（津田博士前掲書）という様なものではなく、實に太子の国民に対する感覚は實に有史以来劃期的なものであつた。氏族制度の齋す幾多の宿弊により、自ら崩壊するの機運に逢遭していたとは云え之を鋭敏に察知すると共にこの言を為さしめた所以のものは畢竟太子の銳敏なる改革者の時代感覚によるものとしなければならない。往時の慈善救濟の多くが断続的、任意的等と見られる点の多かつたのに比較して、太子の夫れば予見的、社会的の先駆と見ることも出来るのも太子のこの感覚による国民、貧民の發見に依るものであつて、之は又日本の慈善救濟事業の上に不滅の光明を与えたものと言わなければならぬ。

「時勢にも国民の生活状態にも特に切実であると認められるものはない」(津田博士前掲書)のではなく、寧ろ反つて強く国民の生活を顧慮するが故に「使フニヲチ民以レ時」し「国司国造、忽ハル々百姓^ニ、國非ニ君^一、民無ニ両主^一、率土兆民、以テ王為フ主、所任官司、皆是王臣^{ナリ}、何敢與シテ公、賦セシヤ百姓^ヲ」と、徒らに国民の経済を圧迫する地方官司の取立を戒めであるが、おそらくこれは私領の莊園等の苛斂誅求による国民の塗炎の苦しみを軽減せしめんための意図から出たものであつて、当時殆んど全国的に普及された屯倉の經營も国民の福祉に寄与することもなく、徒らに地方官司の誅求に委せられている現状に対する鑑戒を見るべく、軽て来るべき大化革新によつて廢止の運命に遭遇したことを見れば思い半ばに過ぎるものがあるであろう。

「人各有リ往掌」とは官人の戒めとして示されたるものの、国民に対する人も各職分使命があり、その職分使命を完遂せしめることが又福祉国家の政治目標でなくてはならない。「太子は摂政として国政を総理する地位にあつたが、皇親としての太子は、その政治力を裏附けるに足る階級的基礎を缺き、政治的には孤立した立場にあつたため、憲法十七条は單なる觀念的理想的の表明にとどまつた」(家永博士前掲書)と見られ、「そのためにかへつて一知識人としての太子の思想の純粹性が維持され」(同前書)たことともなつたにもせよ、太子のこの憲法は、はるかに淨仏国土、大乗相応の地日本國を望んで、自らこの現前の課題を考えられた結果であると共に、当時我国の当面せる避けることの出来ない陣痛でもあつた。不幸にも太子は其の理想の実現を見らるに至らずして年四十九を以て薨ぜられた。

太子の理想や活動等によつて僅かに抑えられていた閥族は薨去後再びその暴逆をたくましくしたものの、崩壊過程を辿りつつあつた社会状態は之を如何ともすることが出来ず、太子薨後二十有餘年にして行われた大化革新によつて、太子の理想は継承され実現されるに至つた。「大化の革新……それは、表に現れた歴史上の現象で、心の動く所、国民思想の変化する所、また変化しつゝありし、国民の思想が、殊に我が日本の政治或は制度の上に現れて來た其の時代をいへば、何うしても推古天皇の時代に遡り、聖徳太子の御事業を研究せねばならぬ。」(黒板勝美博士述聖徳太子の十七条憲法に就いて 安藤正次著『日本新文化史』所引)と正にその通りであつて、この憲法こそ、その根源であると言わねばならない。

三 経義疏の思想

聖徳太子一生の生活を支配したものは、太子の教學思想の根本となつた「如説修行」の一語に尽きると言つても敢て過言ではあるまい。八歳にして「望也崇貴仏像、如説修行」(『伝暦』)とあるは聊か修辭に過ぎる眞はあるにしても、静かにその一生を回顧するとき、苟くもこの言葉に反する事實を認めるわけにはいかず、推古天皇のためにその生涯を獻げられた事実こそは實に如説修行の連続であつた。如説修行は人をしてそうせしめることもその一つの行方には相違ないが、太子の場合に於ては自ら真理の探究者としての修行に一貫されて居り、如説修行の途は即ち「菩薩之道は専に他を正しうせんと欲するには必ず己が身を正しうす、己れを正しうするの要は三行に如くは莫く、他

を正しうするの要は慈悲を以て本と為すなり。」（『法華義疏』）であつて、「將に他を化せんと欲せんには、要必ず先づ己が身を正しくすべし。所以に、先に自の行を受く。大士の己れを正しくするは、要ず物を化せんが為めなり。」（『勝鬘經義疏』）と自らを正しくすることを以て第一義とし、而も「若し自行能はずんば安くんぞ衆を済ふことを得む」（『維摩經義疏』）と深く自らを追求せられたる、これは啻に法華、維摩の註疏という許りでなく、太子の行実それ自体に対する最初であり又最後の註でもあつた。そして又この思想は只單なる仏典の註であるのみでなく、太子の学問の集大成でもあつた。若くして覚架等を師として修められた経史の学は「十七条憲法」はもとより義疏にも現れ、「文武之政、布在^三方策」、其人存、則其政事、其人己、則其政息、人道敏^レ政、地道敏^レ樹、夫政也者蒲蘆也、故為^レ政在^レ人、取^レ人以^レ身、修^レ身以^レ道、修^レ道以^レ仁、」てする所の中庸の理想的の政治の要諦は又太子の夙に体認された所であつて、是等儒仏思想に培われたる混然一体的の思想はまさに太子の全生涯を支配する原動力ともなつた。

物（衆生）と化せんがために己れ自らを正しくすることをその根本と定めた太子は、自らを律することいとも厳にして且急なるものがありこの切実なる求道精神は遂に太子をして「共にこれ凡夫」の自覺を以て「群生と苦樂を同じう」（『維摩經』）し「苦を忍びて物を度す」（前掲書）所の大菩提心の発露となつた。自覺覚他の相即不離、二而不二一体たることを体認されたる太子の思想は『十七条憲法』及び三経義疏の御親述乃至は『天寿國繡銘』所収の御遺語によつて窺わなければならぬものであるということを見逃すわけには行かない。されば儒仏思想で

い。「十七条憲法」は太子壯年の筆作であり、三経義疏は晩年の思想を示すものとして、其の間に若干の思想的懸隔の存することを見逃すわけには行かないであろうが、家永博士も指摘していられる通り、『十七条憲法』篤敬三宝章に於て「何以直枉」というが如き仏教の本旨遠ざかる様な表現があるにしても「仔細に觀察する時、この思想は太子の佛教の体系構成上是非とも一度は経過せざるべきからざる始覺門の内に於ての立言として必ずしも三経義疏の御精神と矛盾するものではないことが知られる」（『上代仏教思想史』）のであつて、又其の篤敬三宝章全体に亘る、「太子の常住法身の仏陀に対する御信仰は確固として一^レ點の曇な」く、（前掲書）「世間虛假、唯^レ法是真」（『天寿國繡銘』）即ち「世間虛假」を観ずることによつて「唯^レ常住法身のみをひたすら追ひ求められ「一切の中間的存在を乗り越えて、直ちに無限者の懷に投じ、有漏の穢身に絶対の光明を自証する弁証法的転換の純粹性が、日本佛教の優れたる思想的自覺に於て常にあらはるる處の一貫せる特質」（家永博士前掲書）を最も顯著に表現しているということを考えれば、その時代に於て或は表現、修辞の方法に多少の相違が認められるにしても太子の思想精神は些も動搖することなく只管「如說修行」而も自覺覚他の一円行によつて終始されていたものと見ねばならない。そして又この篤敬三宝章のみならず『十七条憲法』全体の上に於ける修辞、表現は聊か儒教的であるとは云え、その中に佛教的精神を窺わんとするることは前にも述べたるが如く決して理由のないことではな^く、そして又その総べてを貫くものは高次の日本の自覺の上に立つたものであるということを見逃すわけには行かない。されば儒仏思想で

貫かれたが如く見られた多くの述作があるにもせよ太子に於ける神祇崇拝、神祇祭祀の意を忘ることは出来ない。神祇の事は我国肇國以来確乎不動のものであつて、是非善惡を超越して国体と相離れることの出来ない民族信仰であるがために、殊更に之を取り挙げて鼓吹される様なことはなかつたけれども、太子は決して之を等閑に附せられることはなかつた。即ち推古天皇十五年（六〇七年）の二月神祇祭祀の詔があるや直ちに、太子は大臣馬子と共に、群臣を率いて神祇を祭り拝んで国家の大本を昭示されているのであるから、太子の儒教的にして宗教的にしろ「その御言行が悉く神ながらの道の顕現であることを何うして拒むことが出来よう。それ故に『十七条憲法』の如きも、その直接なる事實としては、悉く神ながらの道である。（中略）仏教は唯だ神の御意に於て受容せられたのである。況や其の御一代の御政治の如きは、悉く太子の神徳の然らしめるところであるとは言を待たない。」（金子大栄著『日本仏教史観』第一篇聖徳太子の仏教）「然るに太子を觀るに或は“神”とし或は“仏”とすることは一見矛盾するものゝ如く思われるが、それを矛盾と觀るのは理知的な分別に過ぎない。由来日本人の行信に於ては何等の矛盾がないのみならず、却てそこに不思議の因縁が感ぜられて來たのである。この因縁を仏教的に觀れば、真に力のあるものは他縁を待たずして自發自展して行くものであるが、自發自展して能力のあるものこそ仏教思想の縁を待つて始めて展開して行くことが出来る。日本が仏教を受容せる所に、却て日本人に素直なる性格があつたと言ひ得ることが出来るであろう。この意味に於て仏教は日本精神展開の縁となつたのである。」（金子大栄前掲書大

意）と、仏教の日本の展開を斯様な觀点に起つて觀るならば太子はまさに仏教を縁として徹頭徹尾日本の自覺の下に終始せられたものと見ることが出来る。そして又太子の三経義疏の解釈が「縦へその思想内容に於て大陸のものと同一であつても、その言葉に於て異なるものあるを留意せねばならぬ。また縦へその文字を等しとするも、その感情内容を異にすることをも思惟せねばならぬであろう。」（金子大栄前掲書）ことによつてその自覺は最早疑う余地もなく「此は大倭国上宮王私集非海彼本」る純乎日本のものであるということを看取しなければならない。

斯くして太子によりて理解せられた仏教は、其のまゝにて既に日本のものとなつたのであるから、太子に理解せられた様な意味に於てのみ仏教は日本に行われるべきものであるという指示ともなり従つてその製疏の如き日本國家、日本国民を形成するための縁として取組むことの必要な所以も亦茲に生じて来るわけである。この觀点からして先づ三経義疏について其の思想を探究することにしたい。『十七条憲法』は親ら肇作せられて自戒の資とせられ、或は必要によつては近侍の者に示されたであろうけれども、その自觉覚他の内面的求道精神については三経義疏に及ぶものはないであろう。「御製疏は初めから予定せられた何等の成心もあつたわけではなく、早くより惠聰、惠慈を師友として仏教の研究を進められ、略々其の理に通じ給うに及んで之を講じ更に又其の真義に到達せんがために義疏を製作せられたのである。」（金子大栄前掲書大意）し又「寧ろそれは太子の教相判釈に基くものではなからうか」（松本文三郎前掲書所収聖徳太子の御事業）とも

觀られようが、この製疏は学弥々蘊奥を極めると共に仏教思想の円熟に伴う結晶であつて、太子が最も理解し会得せんと願われし事柄について詳細を極めたであらうこととも聴察しなければならない。

従つて三經義疏の製作は「勝鬘經」「維摩經」に次で『法華經』という順序になつて居り、「勝鬘經」は女帝推古天皇のために、「維摩法」は太子御自身のために、「法華經」は是等を総括する一乘思想の展開のためであつたと解する向もあるが、之等三經の選択は前述の如く意図的に計画されたものではなく、恵聰、恵慈等から示されたもの、或は當時流布されたる若干の經卷の中より、太子の英敏なる感覺よりして仏法の極則を究明せられたがために勢いこの三經を選択されねばならなくなつたものと觀るべきではなかろうか。選択されたる三經こそ斯る意味に於てこそ夫々の持つ意義に於て太子の「如説修行」のための血肉として光り輝くものとされなければならぬ。之によりて先づ最初に取り挙げられたる「勝鬘經」を見るに、之は勝鬘夫人が三聚淨戒を堅持すべきことを誓い十大受、三天願を現して攝受正法の帰着を明らかにしたものとされているが、太子は義疏に於て「夫れ勝鬘は：何ぞ知らん、如來の分身、或は是れ法雲の大士なりといふことを。」（花山信勝校訳『勝鬘經義疏』以下同じ）と勝鬘を仏位に招じ

ととしての三宝同体「常住真実」なるものの鮮明に力を注がれたようであり、それが又『法華經義疏』の「広く万善同帰之理を明して、莫二之大果を得使めたまへり」となされる所以でもあつた。而して最も注目すべきこととしては、經の主人公が俗人たる婦女子であり、「維摩法」が在家居士を主人とするに比すれば更に一頭地を抜んづるものがあり、而もその人が摄大小乗、莫二之大果である「常住真実」の求道者であり、太子自らも「仏子勝鬘」とさえ号して私淑せられその義疏の如き維摩、法華の義疏に比べて最も精根を弄して詳細を極め十大致受の示す所を只管謙虚な真摯な態度を以て信受して幾多の慈善救濟の事に手を染められたということに深い意義を認めなければならない。

次で手をつけられたのは『維摩經義疏』である。この經は在家の一居士である所の『大悲息むことなく、志益物に存す。形は世俗の居士に同じく処は毗耶の村落に宅』（義疏経題）る維摩によりて自覺覚他菩薩道が説かれ、この菩薩道は出家者よりも寧ろ在家者によりて身証されるものなることを現したものの如く、「勝鬘經」の釈迦に対する夫人自身の領解を表向するの形にひきかえこの經は概ね維摩其の人を主人公として領解を表向せしめ中には出家者の偏執を論難する等の方法を用いて眞の菩薩道は在家者に於て身証されるべきものであるとの趣旨を高唱強調したものと觀ることが出来るであろう。即ち「衆生之類是菩薩仏土、所以者何、菩薩隨三所化衆生而取仏土、隨下所三調伏衆生上而取仏土、隨下諸衆生心中以ニ何國入上ニ仏智慧而取仏土、随下諸衆生心中以ニ何國一起上ニ菩薩根而取仏土、所以者何、菩薩取ニ於淨國皆為レ饒益諸衆生」（仏国品）と菩薩の求める仏土世界は、現

実の衆生の世界を外にして求めらるべきではなく、菩薩の追求する仏土の顯現は一重にこれ衆生が何れの国土世界を追求し理想とするかによつてその軌範が定められ化益の途が講ぜられるということに於て決定すると言う所に重大なる意義が存するのであつて、その衆生の願いを達成することこそ仏土顯現のための要諦であることを明らかにし、直心、深心、菩提心、布施、持戒、忍辱、精進、禪定、智慧、四無量心、及び四摄法は菩薩の淨土建設のために行証すべきものであり、斯くして始めて仏土を莊嚴することが出来ると釈迦をして言わしめた所にこの経の狙いの一つがあつたのであつて、太子のこの仏國品の解釈が特に詳細を極めていることは看過出来ない事柄であり又「於_ニ出世間_ニ求_レ之無_レ厭_ク、而不_レ捨_レ世間法_ヲ、不_レ壞_レ威儀法_ヲ而能隨_レ俗_ニ」（『菩薩行品』）の如きも生涯僧となられずして菩薩道の開闢に力を注がれようとされた太子の存意を窺うことが出来るである。

最後に物せられたのは『法華義疏』であるが、これは太子の晩年の述作と伝えられ如何なる事情のあつたものか前の『勝鬘經』『維摩法』の義疏に較べて効を急がれたかの如き傾向がある。即ち前半の一部である三四品の釈が特に詳細に渉るに比して、終り二十品は極めて簡単となつてゐる。此の点法雲の『義記』と其の趣を同じうするものは云え何か外に深い理由があつたのではなかろうか。ともあれこの『法華經』の義疏に当られたことは國家、国民相俱に『常住眞実』に帰依することに於て志向の統一が図られる確信を得ることとなるので（蓋し是れ摠じて万善を取り合して一因と為るの豊田）（花山信勝校訣

『法華義疏』以下同じ）であり、而も「広く万善同帰之理を明して、莫

二の大果を得使めたまへ」る所以とある。「常住眞実」を信じて万善同帰の一乘を強調される事は『勝鬘經義疏』にも見えてゐるが、特に此事を高唱されたものは『法華義疏』であつて「唯有_ニ一乘」を説かれたとする『法華經』は太子によりて始めて「同帰之妙因を修して莫二の大果を得令んと欲して』の「如說修行」を以て領会せられ開顕せられ茲を以て「如來出世之大意に称會へり」と讚嘆された所以である。この法華一乘の義を解明することこそ太子製疏の本懐であり、『十七條憲法』に特に一条を設けて「篤敬三宝」を挙揚すると共に、三經義疏を述作して仏法の興隆を図り、日本をして眞の佛教国たらしめようとせられたのである。神祇を祭祀する等の透徹せる日本の自覚の下に、日本をして眞の日本たらしめ、大乗相応の地として、日本の内に世界最高の意義を持たしめようとせられたことは即ち日本をして世界的の存在たらしめようとされた事であつて、仏教は又斯る意志によつて受容せられることにより、始めて眞に世界的の面目を發揮するを得たと言ふことが出来る。故にこの思想によつて行われた慈善、救濟の事は、すべて世界的基準の下で観察されなければならない。人或は不用意にも古代及び中世に於ける慈善、救濟の觀念を難ずるものがあるが、局所的の型態や非組織的なる等の点については、或は近代に及ばないものがあるにしても、太子の思想の根本に於ては勝るとも決して劣るものではなく、一千数百年の昔既に太子によつて闡明せられたるの事實を想えば思い半ばに過ぎるものがあるであろう。

社会福祉思想の根本

太子の認識せられたる国家、社会は只單なる自然発生的のものではなく、国は人によつて成立し、人は国によつて生きるものであるということを眞さに感得されていた。『維摩法』の「衆生之類、是菩薩仏土」に対する御注疏は実に之を明快に論断されて余す所がない。

即ち「夫れ国土を論ずれば淨穢の殊ありと雖も、此は是れ皆衆生の善惡に由つて感を為す。故に衆生に於て必ず定んで己が國と称するの義あり。若し至聖を論ずれば、即ち智真如の理に冥して永く名相の域を絶す。彼なく此なく取なく捨なし。既に太虛を以て体と為し、万法を照らすを心と為す。何ぞ名相として量るべきあらん。寧ぞ復た定んで己が國と称せんや。而も大悲息むことなく、機に隨て強化す。

則ち衆生の所在至らざるところなし。故に衆生の類は是れ菩薩の仏土なりといふなり。」とし、國土の榮枯盛衰は衆生の行為、所作の如何に起因するものであり、衆生の意志による身心の生活の善惡如何は直ちに國家の生命に影響を及ぼすものであり、夫等の衆生は夫々所属の國なり邑なりがあり具体的に國家國民生活が嚴存しているのであるから之が教化救済に當るものは彼此の別なく「太虛を以て体と為し、万法を照らすを心と為」す所の求道的至誠を以て國家の要請、国民の欲求を充すべく機に臨み縁に随つて社会福祉の事に挺身すべきことを強調されて居る。従つて期待されるべき「仏國」というのは「生公（道生）仏に色身なし、又淨土なし、但し化物の為に應現して衆生の土中に住す。」る所の仏國であり『勝鬘經』に言う所の「攝受正

法、善男子善女人、建立大地」であつて實に仏に攝化せられる所の國土である。故に國土としての實際の姿は國土と業報即ち衆生の行為所作の結果とは、相攝的因果の關係に於て把握すべきものであるから衆生の世界を外にしてはあり得ない。故に正法の為に命を捨つるもの無辺常住不可思議の功德を得と説かれたるに対し、太子は特に「此に得といふは、衆生をして得しむるに謂ふなり。」（花山信勝校訳『勝鬘經義疏』）とし、衆生の建立が即ち仏土の建立となる所以を明らかにせられた。

衆生についての認識

而してこの衆生、人に対する認識は一体三宝、攝受正法の当体として、人は法によつて貴く、法は人に依つて生きるものであるとの事實を闡明せられた。即ち『勝鬘經』の本文に「得ニ一乘者、得ニ阿耨多羅三藐三菩提。阿耨多羅三藐三菩提者、即是涅槃界。涅槃界者、即是如來法身。得ニ究竟法身者、則究竟一乘。無ニ異如來、無ニ異法身。如來即法身。得ニ究竟法身者、則究竟一乘。究竟者、即是無邊不斷。」とあるに対し、太子は「得究竟法身者則究竟一乘とは、究竟の因に由つて得ることを明かすなり。法身は是れ法にして、如來は是れ行者なれば、其の義別なるに似たり。所以に更に相を挙げて即することを明かすなり。果再び挙ぐるに随つて、因も亦再び明かすなり。法身は是れ万徳の正體にして、一乗は法身の正因爲り。所以に偏へに法身を挙げて以つて因の究竟せることを明かすなり。」（前掲書）とし、攝受正法の無際不斷の追求を以て究竟一乗の衆生と見たて、更に又「攝

受正法、攝受正法者、無異攝受正法。無異攝受正法者、攝受正法善男子善女人、即是攝受正法。」とあるに對して、太子は「攝受正法攝受正法者とは、亦牒し、下の句は法を牒し、上の句は人を牒す。無異攝受正法とは、人は法に異なること無しと謂ひ、無異攝受正法者とは、法は人に異なること無しと謂ふ。此の二句は、雙べて無異なることを明かす。次に應に即することを明かすべきも、文は足らず。亦闕くるなり。此人と法との相即することを明かすと知る所以は、此に則ち攝受正法善男女と言ふが故なり。」（前掲書）と説かれ、最早太子に於ては人法相即の動かすことの出来ない根本思想となつてゐることの一斑を窺うことが出来る。畢竟法は人によつて客観的に具体化されなければ法の生命はなく、人は法によつて立たなければ其の靈性を發揮することは出来ない。人として存在意義を認めるためには、善人しろ悪人にしろ攝受正法の必然性を信することによつて、始めて最高次の認識の下にたつ衆生が確認されることとなるのである。

故に身は太子の位にあり乍らも、決して世間的立場に立つ太子ではなく、又只管仏法を信じて専門的研究に没頭せられたけれども枯淡な出家の聖者ではなかつた。「非凡夫、非離凡夫。非聖人、非不二聖人。」（『維摩經』）尚且「雖處居家、不著三界。示有妻子、常修梵行。現有眷屬、常樂遠離。」（前掲書）を以て学道の目標とせられ、「其の静かに家庭に在る時の行を嘆ず。」（『維摩經義疏』）る所の求道の聖者であつたがために、「以和為貴、無忤為宗」（十七條憲法）されつゝも「或不順君父、乍違隣里、然上和下睦、諧論事、則事理自通。」「大事不可獨斷、必與衆宜論」

「逮論大事、若疑有失、故與衆相辨、辭則得理矣」（前掲書）ることを以て事を進められ、「人有私、必有恨」（前掲書）所の「共是凡夫耳。」（前掲書）に徹せられると共に「家にあらば妹が手纏かむ草枕、旅に臥せるこの旅人あはれ。」（『万葉集』）の御歌が伝えられる程の家庭的愛情の濃やかな方であつた。だから、太子一生に涉る朝政の改革、文化の昂揚、慈善救済の事業等の事は決して單なる為政者や聖者の立場に立つて行われたのではなく、實に「共是凡夫耳。」の溪底に徹し攝受正法如説修行に透徹した仏子以外の何者でもなかつた。攝受正法、如説修行に於て衆生を認識し、人法相即の義を突きとめた太子に於ては、遂に高踏的、觀念的なものを撥無し、理想と現実、觀念と実踐とが夫々独立して成立つものと觀ることは許されず勢い信ずるという事は信じた事柄の実踐行動によつて始めて之が成就するといふ心行一体の理を明らかにされることとなつた。殊に夫れば仏教伝來以降新らしい文化を吸收することに日々も足らない状態であつて、之を論理的に解明し、將又実社会に対する実踐行動として把握するということの聊か等閑に附せられ問題にされなかつたであろう時に當て明快、鋭敏なる太子の論断と方向の指示とは日本の思想と文化を論ずるに當つて注目すべき事柄でなくてはならない。

共に是れ凡夫なりと自覺に立たれた太子は「姪怒癡俱凡夫也。大士觀毘盧怒癡即涅槃。故不斷」（僧肇『維摩維註解』）る語なども「深き体解の資料となつたのであろう。」（大須賀秀道述「聖德太子」とと凡夫の自觉」『聖德太子奉讃論文集』所収）とする所の世俗の煩いを断たずして「國家の事業を煩をなす。但大悲息むことなく、志益物に存す。形

は世俗の居士に同じく處は毗耶の村落に宅」（『維摩經義』經題）る維摩居士を私淑すると共に「夫れ勝鬘は、亦は是れ不可思議なり。何ぞ知らん、如來の分身、或は是れ法雲の大士なりといふことを。世には七宝を以て其肉身を嚴る、而るに今は萬行を以て其法身を嚴る。故に勝鬘と云ふ。」（『勝鬘經義疏』）と只管勝鬘を賞讃し又自ら仏子勝鬘と称せられる所からすると勝鬘を大士に凝する反面に太子御自身にも明確に大士の自覺があつたものとしなければならない。夫れは只單に尊貴の身分であるがためにではなく「萬行を以て其法身を嚴る。」が故に「如來は、説く毎に諸仏に同じと讀め、」（同前書）られる底の体解を同じうするということの強く厳しき自覺の發露であり、『法華經義疏』譬喻品の中に見える「今日乃知真是仏子」の八字の書風が特別の生彩を放つてゐる（姉崎正治著『聖德太子の大士理想』）とされているのを見ても仏子としての御自覺の程思ひ半ばに過ぎるものがあるであろう。

大士の自覺が強ければ強いだけ己れを正しうする所の自覺、他を正しうする所の覺他の追求は愈々厳しく且深くなり、一念一行の發動にも全体の躍動と相互の交融とか動的に把握体認せられなければならなくなつて来る。「慈悲は是れ菩薩外化の本なり。……發心して仏果の一切智を求むるは、是れ自行の本なり。故に忘るべからざるなり。」（『維摩經義疏』）と自覺の追求を為す所以のものは、「大士の懷を立つるは但に自の為めに非ず、先づ物の為めにすることを明かす。」（『勝鬘經義疏』三大願章）又「將に他を化せんと慾せんには、要必ず先づ己が身を正しくすべし……大士の己れを正しくするは、要ず物を化せん

が為めなり。」（同前書十大受章）所のものであつて、勝鬘經に云う「於一切生、得正法智。」と「捨身命財護持正法。」との二願は「自行に就き、兼ねて化他を明か」（同前書）し「以無厭心、為衆生説。」は「化他を明かすに因み、併せて自行を顯はす。」（同前書）とし自覺覚他は同時相攝的のものであることの意義を明確に把握せられると共に、然も尚且つ「自ら度することを求めずして物を済ふことを先と為し仏化に等流するを称して大乘と為し、物を化することを患ひと為して但に自ら度することのみ求め彼の無実を滅するを名づけて小乘と曰ふ。」（『勝鬘經義疏』）と示され、攝受正法の究極は他覺化他的大乗を以て根本とすべきことを示されたのである。

斯くて太子の「身の修行は直ちに衆生のために廻向せられ、衆生のための行動事業は直ちに太子の萬善同帰、攝受正法の立場を莊嚴する結果となつた。殊に『勝鬘經』の十大受章に於て勝鬘夫人の述べる攝律儀戒としての犯心、慢心、圭心、嫉心、慳心を起さないという己身の防非止惡の宣誓は「己が身を正しう」せんとする太子の自覺戎心を促したことであろうが、就中同章の「不_ミ自_{ムニ}為_{レバ}己、受_ミ畜_{ムニ}財_ト物_ヲ、凡_シ有_{レバ}三_ノ所_受、悉_ク為_{レバ}成_{セシム}熟_ト、貧苦衆生_ヲ。」「不_ミ自_{ムニ}為_{レバ}己_ヲ行_ミ四_ノ攝_{ムニ}法_ヲ、為_シ三_ノ一切衆生_ヲ故、以_ミ不_愛染_ム心_ヲ、無厭足心_ヲ、無_恚礙_ム心_ヲ、攝_ミ受_{ムニ}衆生_ヲ。」「若見_シ孤_獨、幽_密疾病、種種厄難、困苦衆生_ヲ、終不_ミ暫_{ムニ}捨_ム必_欲安_隱、以_ミ義饑益、會_ミ脫_{ムニ}衆苦_ヲ、然後乃_シ捨_ム。」「若見_シ捕_ム養_ム、衆惡律儀、及_シ諸犯_ム戒_ヲ、終不_ミ棄_ム捨_ム、我得_{ムニ}力_ヲ、於_シ彼_ヲ彼_ヲ處_フ、見_シ此_ヲ衆生_ヲ、応_シ折伏_ム者_ハ、而_シ折伏_シ之_ヲ、應_シ攝_{ムニ}受_{ムニ}者_ハ、而_シ攝_{ムニ}受_{ムニ}之_ヲ、何以故_乎、以_ミ折伏_ム攝_{ムニ}受_{ムニ}故、令_シ法久住_ム、法久住者、天人充满、惡道減少、能於_シ如來、所轉法

輪^ニ、而得^ニ隨^{スルコトヲ}一^見是利^ヲ故^ニ、救摶^{シテ}不^レ捨^セ。」とあるに対し太子は特に「無礙心とは大士に同じきをいうと」（同經義疏）して勝鬱の心懷を以て更に大士に準えて之を讚嘆すると共に、併せて太子自身の大士思想の昂揚に備え「若見孤独より以下は止の善を明かし」（同前書）て如説修行の目標を樹て、更に「必欲安隱より以下は行の善を明か」し「以義饒益とするの力は義とは猶理といふが如し、理を以て十苦を済ふなり。然る後に菩提に至らしめて乃ち捨すと謂ふなり。」（同前書）とし又「苦の因を抜くに就いて、亦止と行と有り。若見捕養より以下は止の善を明かし、我得力時より以下は行の善を明かす。」（同前書）として実踧行動の必要なる所以を明らかにされているが、捕養、惡律儀及び犯戒を犯す者に對しては「以^レ和為^レ貴」と為す太子にして「重惡は即ち勢力を以て折伏し、輕惡は即ち道力を以つて摶受す。」（同前書）と權勢其の他の實力の行使を否定されなかつたが、吉藏の『維摩經義疏』に見ゆる「怖^レ之以^レ威為^レ降、屈^レ之以^レ辯稱^レ制、人天尚無^レ敵、四趣何故足^レ論」に對して太子は「降^ニ伏魔怨^レ制^ニ諸外道」。とは菩薩故に威を現じて伏せんと欲することなし。ただ魔は是れ邪見の主なり。今大士の廣道を見れば自然に耻を懷く。故に義を以て伏制と言ふ。」（維摩經義疏）と述べられことさらに折伏を用いるの否を明らかにされて彼此選択に妙境をも示され更に同章「摶受正法、終不忘失。」に至つては「既に正法を摶受すと云ふ」（同前書）とし「不忘失。」に至つては「既に正法を摶受すと云ふ」（同前書）とし「不忘^レと言ふは……正法を摶受する心暫くも敢て忘れず、自ら得たるを而も忘れずと言ふには非ざるなり。」（同前書）とされるには至つては、太子の實踧行動に対する念々相続須臾も離れぬことのないという

用意と覺悟の如何に堅確なるかを表して余す所がなく、そして又その行動の目標が如説修行の外の何ものでもなく、日々の行実が摶受正法によつて一貫充実されていることが看取し得られる。

日々の行実を摶受正法、如説修行のために徹された太子は婦女、乞食に於ては婦女は修道の障害者として忌避される場合も多かつた。「著^ニ貧欲、睡眠、潤戯^レ故^ニ、」（増^ニ阿含經）「女人身中有三十惡事^ニ」（玉耶經）等の理由を以て「女是梵行垢」（大毘婆沙論）とされた事もあり、小乘的見解に立つ仏徒の場合概ねこの思想を以て貫かれたのであるが、太子は「勝鬱經」の「仰^{イデレバ}惟^ハ世尊^ハ普^ク爲^{ムニ}世間^ニ出^{テタマフ}亦應垂^{レバ}哀愍^ヲ、必令^{シム}我得^{レバ}見^{ルコト}」（同經）「如來真實義功德章」に對し「言ふこころは、如來は世に応じて物の爲めに偏すること無し、我是無知の女人なりと雖も亦た世の數に入る、願はくは慈心を垂れて見たてまつることを得しめたまへと。」（前掲書）と、茲にも「人鮮^ニ尤惡^ニ、能教從^{レバ}之」（十七條憲法）ことの宗教的展開によつて、衆生の差別偏見を戒める女人成仏の大義を闡明して、大乗の帰趣を明らかにし、更に「菩薩の此門に入る者は、淨を見ても喜ばず、穢を見ても憂へず、ただ諸仏に於て未曾有なりと喚す。諸仏は平等無二なり、たゞ物を化せんが爲の故に、土を現ざすこと同じからず。汝等上方の菩薩も、亦まさに、彼はすぐれ、此は劣れりとの想を存せざれ。」（維摩經義疏）「菩薩行品」と淨穢の二相を撥無して、あまねく衆生を摶受正法の当体と觀じて、乞人たりとも決しておろそかに取扱われなかつたことは、片岡山の御歌として伝える行実によつても充分之を窺い知ること

が出来る。夫等太子の行實に現れた所の心懷は飽くまで「群生と苦樂を同じうす。」（『維摩經義疏』文殊問疾品）のことであり、それは「集衆法室如三海導師」。とは群生を開導して共に法海に入り、勧めて善を修せしめ、終に功德智慧の宝を得ることを明かす。即ち義、導師の諸の商人を將るて共に大海に入り、善く宝を探る方法を教へ、多く利を得しむるに同じ。」（『維摩經義疏』）とされる所の、共に法界に入り攝受正法の「衆生宝」（『勝鬘經義疏』）を建立することにあつた。

「衆生宝」を建立するためには「普為_{クノニ}衆生_ヲ、作_リ不請之友_ヲ大悲母_{ヲモセニ}」（『勝鬘經』攝受正法章）に対する太子の慰、哀_ミ愍_ム衆生_ヲ、為_ル世法母_ト。」（『勝鬘經』攝受正法章）に対する太子の心術は「友は、是れ相救ふことを義と為す。然れども請うて後に救ふは即ち眞の友に非ず、故に作不請之友と云ふ。菩薩の物化するは、慈母の嬰兒に就くが如し、故に為世法母と云ふ。」（『同經義疏』）と示され、人は相互に助け合うべきものであり、無声の声を声として衆生の要請に先だつて方法を講ずべく、然も夫れは「萬億の衆生に無量の世界を感じずと雖も、その所在に隨ひて常に応じて化を施す。」（『維摩經義疏』）と示されたるが如く、隨機施化即ち時處位に応ずる仕法を以て臨まなければならぬことを強調されると共に、又「俗法の中に凡夫の事を現じて、機に隨ひて物を化す。」（同前書）ことをも忘れ給わず、尚且諸種の社会惡の絶滅を以て事足るとしないで「物を化するの道は、但に惡を止むるのみに非ず、要す福善を修す。」（『勝鬘經義疏』十大受章）ことの切要なることを示され慈善救濟の途は永遠に亘る社会福祉の追求に存することを明らかにせられている。

是等太子の思想を行実を貫くものを総括すれば「身を生死に留めて

平等に物を化するは乃ち仏意に當り、またこれ行の最上なりと明かして以て之を勧むるなり。」（『維摩經義疏』菩薩行品）に要約することが出来、是等太子の思想と行実とは實にこれ『維摩經』に説く所の「非_ズ垢業_ニ、非_ニ淨業_ニ、是菩薩行。」「雖_モ摄_ス一切衆生_ヲ而不_モ愛着_セ、是菩薩行。」「雖_モ行_シ於空_ヲ而植_ム衆德本_ヲ、是菩薩行。」「雖_モ行_シ無相_ヲ而度_ス衆生_ヲ、是菩薩行。」「雖_モ觀_ス諸仏國土永寂如空_ヲ而現_ス種種清淨佛土_ヲ、是菩薩行。」（同經文殊師利問疾品）の如説修行によつて純化し淨化されて攝受正法の當体たる國家社會乃至衆生の建立以外に求める何者も無く、太子の生涯に於ける慈善救濟に關する行実は實にこの思想精神によつて一貫されていたために、古代、中世に亘つて多く説かれる所の慈善救濟のそれとは同日に談ずることの出来ないことを考へねばならない。

太子の思想を窺うためには、『十七條憲法』乃至は三經義疏による事は勿論であるが、尚更に『觀音經義疏』があつたと伝えられることも附け加えて置かねばならないことである。今それが伝承せられたいのは遺憾であるが、慈善救濟の菩薩精神に徹せられていた太子としては又有り得べき事であり、又俗説にもせよ太子の持仏が觀世音菩薩であつたということも亦太子の行實を裏書するものとして前述の思想を強調する意味に於て鶴脇又捨て難きものがある。

又太子の生涯を通じて強く現れているのは現実の社會に淨仏國土を建立することにあつたが薨ぜられるに臨んで「世間虛假、唯仏是真。」ということを語られたことにより、妃多至波奈大女郎は「玩_ミ味其法_ヲ、謂_ミ我大王、応_{レバ}生_ニ於天壽國之中_ニ。」（『天壽國繡銘』）とし、現世を超

えた彼岸の淨福を志向するが如く解しているが、これは當時貴族社会の一部に萌芽した來世信仰思想（家永博士前掲書）を表白したものであつて、仏法修行のためにする坐禪に対しても「頌ニ上常好坐禪」、「トヘルヲ言ハルガルニ有二顛倒分別心一故、捨レ此就ニ彼山間常好ニ坐禪」、然則何暇弘ミ通此經於三世界、故知常好坐禪猶応レ入下不ニ親近ニ境上」（『法華經義疏』「安樂行品」という見解を示され社会的活動のないことを難としていられる程であるから、太子の信仰の中心となつた淨土思想は、飽く迄現実の社会を離れてのものではなく、徹頭徹尾現世に攝受正法の仏國淨土を建設することを以て理想とせられたことを看過して、太子を觀ることは出来ないということを充分考えて置かねばならない。

斯の如き思想行実を以て一貫せられた太子の生涯は、實に攝受正法如説修行を以て人間の当体とする、人法不離の人間像を以て充たされて居り、そのために起られた太子の生涯が精魂を込めて肇作せられた十七条憲法乃至三經義疏に於ても期待せられたであらう程の世間的成 果も收めることは出来ず、常に理想と現実とが相剋して波瀾に充ちた淋しい孤独の裡に終らせられ、且又その子孫の方が痛ましき運命の下に翻弄されて終られたかを想い、且古往今來道を求めてやまぬ生涯を送られた古聖賢哲をも思い併せるとき、道は世間的のものではなく、如何に淋しく又如何に厳しい途を歩まねばならないものであるかを、沁々と感じさせられ、沈潜嚴毅只管、淨仏國土建設のために生き抜かれ、日本史上牢固として抜くことの出来ない足跡を印せられ純乎として純なる日本の在り方を昭示せられた卓越せる思想家、行実家聖徳太子に心から畏敬の念を抱かざるを得ないものがある。（社會福祉担当）

註①

他の一例としては天王寺と同時に建立された法興寺も、『日本紀』崇

岐天皇の条に用明天皇二年秋七月「蘇我大臣亦依ニ本願、於ニ飛鳥地、起ニ法興寺」と見え、更に同天皇元年春三月の条に「蘇我馬子宿称……ロハルガルニ有二顛倒分別心一故、捨レ此就ニ彼山間常好ニ坐禪」、然則何暇弘ミ通此經於三世界、故知常好坐禪猶応レ入下不ニ親近ニ境上」（『法華經義

註②

農商務局纂訂『大日本農政史』（大日本農政類編）卷之十二賑濟の条に

も大和、山城、河内としている。

③

『伝暦』は十六歳とするも、今は『聖徳太子全集』所収「御年譜」によ

る。太子の年令以下同じ。

④

家永三郎博士等は後人の註記として居り、その文意や筆致等の点から太子の親筆に若干の疑いはないことが、経疏の内容を為す所の思想とを併せ考へれば太子の真意を其の儘表現しているものとも考へられるので聊

か倒逆の嫌いはあるが内面論証的に通説に従つて筆を進める。

⑤

『日本紀』崇岐天皇三年の条に、蘇我大臣が飛鳥の地に法興寺を起つた

ことが見えているが、昭和三十一年十二月奈良国立文化財研究所の法興寺後飛鳥寺のガラン跡発掘によつて同寺のガラン配置の推定、其の他出土

品等によつて「民家を壊して法興寺を建てた」との説を裏付けられることとなり、且之は百濟の工人が建設に當つたことの確証を得るに至つた（昭和三十一年十二月二十四日朝日新聞）ことと、『日本紀』崇岐天皇元年の

条に見える百濟の寺大工、鎧盤博士、瓦博士、画工（『元興寺露盤銘』には鎧盤師、寺師、瓦師、書人とする）等が來朝（『日本紀』は獻るとする）。

してることによつて、是等の工匠達が法興寺の建立に参画したものと見ねばならないのではないか。公の立場に立つて來朝した多くの工匠が馬子の私寺たる法興寺の建立に従うべきもなく、たゞえ、最初の程は氏族の私的性質を帶びた寺として着工したにしても、久米邦武博士が、「法

興寺は國家事業として造られたる、仏法最初の官立寺なり。」（同氏述『聖徳太子実録』『聖徳太子全集』第四卷所収）とされ、又近くは西田長男博士が馬子の輔翼によつて太子が建立された官寺とされる（同博士著『日本宗教思想史の研究』）所以も首肯し得られるわけである。

⑥ 法興元の私年号の起源については、「法興寺の建立が……紀元としてまで用ひられた。」（松本文三郎著『先徳の芳躅』）とし又「法興寺起工の年を以て仏教徒は法興元年と呼ぶ。」（森清人著『大日本詔勅通解』）としていられるが、法興寺の建立については『日本紀』に拠れば、用明天皇二年条に「興法興寺」とし、崇峻天皇元年の条には「作法興寺」、二年条には「起法興寺」となり、更に推古天皇元年の条（一月十五日）には「以三仏舍利、置三千法興寺刹柱礎中」とし、統いて（一月十六日）「建刹柱」となり、その何れを取つて見ても『法隆寺釈迦造像記』に見える推古天皇二十九年と以て法興三十一年の計算は出て来ない。辛巳の年に母穴穂部間人皇后が亡くなつてその翌年太子が薨去になつて居り、その辛巳の年が推古天皇二十九年に相当する所から法興元年を逆算すれば、崇峻天皇四年を以て元号の起年とせねばならぬ。所がその年には法興寺は勿論仏教についての特別の記事がない。けれども何としても法興起元の起年は崇峻天皇四年は動かないでの、或は当時既に世に行われていた曆書によりその年の干支辛亥を基準としたものではないかという識論を立てることも出来るかも知れないが、後世この法興寺は相当重要な寺の格を備えていたものの如く、貞觀四年（八六二年）の官符にこの法興寺即ち飛鳥寺を「佛法元興之場、聖教最初之地也。」（類聚三代格）とし又、年代は少し降るにしても「日本國寺始、本元興寺」（初例抄）記事年号の下限は觀応二年の頃）としている点等からして崇峻天皇四年に於ける法興寺の行事を記念して紀年号を設定したものと見ねばならない。久米邦武博士は「法興紀元は……蓋し佛法興隆の意義にして法興寺の主柱式を佛教の紀元

となしたこと疑ひなし。」（同博士前掲書）とされ、西田長男博士は崇峻天皇即位前丁未年を發願とし、同元年を整地、同三年を植入、同五年を建築と見られている（同博士前掲書）点から考へれば、太子は夙に「王命能……照天文地理道」。（法王帝説）す程の方であり、「准五行、定爵位」（同前書）められた位であるから陰陽五行説を取り挙げて吉日を選定し柱の建初めを行つたのが崇峻天皇四年であつたと見るならば植入の年と佛堂、歩廊建築の年との関係からして首肯し得られることとなり、久米博士の主柱式の説も裏付けられることとなるのはなからうか。柱の建初めを行つた時を以て法興元の起年と定め広く之を用いる様になつたことは、法興寺がたとえ馬子の發願によつて起工したものと『日本紀』が記しているとは言え、百濟來朝の工匠を使うに至つたと思われる点等からして此頃既に氏族的の私的性を脱却して太子の仏法興隆の御意図を反映した国家的性格を持つ寺としての格付が出来ていたものと見ねばならない。殊に『日本紀』編集以前に於て用明天皇菩提のために太子建立に係る法隆寺の金堂に安置する『釈迦造像記』等に君親の戮虐を敢てした蘇我氏建立に係る氏族寺の一行事を記念して定めた私年号「法興元」を記入する筈はないのである。飽くまで太子の發願による国家国民の福善を修するために來朝の工匠等を動員して工を起した官寺造営のための記念行事のあつた年を「法興元」としたものであると見ることが、妥当の説とされることがあるであろう。西田長男博士も「馬子の協力によつて官寺として事を進められ「法興元」なる年号もこの寺の創立を記念したものと考へられてゐる。（同博士前掲書）

そして又同じ仏法興隆を志したものであると言つても、太子の發願と馬子の夫れとはその根本に於て趣を異にするものであると考えねばならない。即ち蘇我一族は拜仏の棟梁とは言え、廢仏の徒と其の趣を同じうし「凡諸天王大神王等、助衛於我、使種利益……起立寺塔流通三宝」（日

本紀』崇峻天皇二年の条)とするものであつて目指す所の仏法興隆は飽く迄閥族闘争の具に供した仏教であつてその氏族の繁栄、跋扈を外にして何ものもなく、徒らに争いを繁くして愈々仏法から遠ざかることとなるのであるが、太子の夫は只管「必當奉^ニ為護世四天王」、起^ニ立寺塔」、(同前書)「太子御建立、奉^ニ為天皇」(『太子伝古今日録抄』)であつて天皇のために四天王の護世の大願を成就せしめんがため、仏法の興隆を図るためにあつて、之を「四生の終帰、万國の極宗」とし、その普遍永遠に亘る所の真理の上に日本国を采えさせようと念願せられ、この法は国家興隆を図るべき唯一絶対の道として選ばれての仏法興隆であつた事をも併せ考えねばならない。

(7) 辻善之助博士は『上宮法王帝説』『三国仏法伝通縁記』『元興寺伽藍縁起流起資財帳』等の考定によつて、仏教の公然渡來した年は欽明天皇七年とされている。(同氏著『日本佛教史』上世篇) 本稿は渡來年次の究明をする主旨でないから一般的通説に従つておく。

(8) 『上宮聖德法王帝説』には「至長大之時、一時間^ニ八人之白言^ニ、而辨其理^ニ、又聞^ニ一知^ニ八^ニとあり、その数量的表現には差があるとしても問題とするに足らない。

(9) 三經義疏が太子の親撰であるということに疑義を持つている人に、津田左右吉、家永三郎、小倉豊文各博士等があり、又十七條憲法のそれについては渡辺照宏氏等もあるが、実証的に証明する史資料に欠けているということのみをもつて太子の親撰に疑いを持つということは如何かと思われる(学問と国民感情との相対とでも云うか)が、今はこの問題にふれないで、從来の通説に従い、ともかくも飛鳥時代に於ける日本の仏教教学の研究成果になつた、伝太子撰の三經義疏と十七條憲法を取り挙げて、(太子以外の確証を得ない限り)之を以て太子の思想を窺うこととする。

(10) 慧遠は崇峻天皇五年(五九二年)七十歳で亡くなつてゐるので、欽明天

皇の初頭頃はおそらく注疏の事に油の乗つてゐる時であり、嘉祥大師吉藏は推古天皇三十一年(六二三年)に七十五歳で亡くなつてゐるが十九歳(太子出生の頃)で早論述に専念していた様であるからおそらく両者共に本国は勿論百濟及び日本に対してもその学問の影響があつたのではないかろうか。

(11) 又一説に智澄大師圓珍が入唐して叢山に写送したので、日本に伝わるようになつた(橋川正著『日本佛教史』)という説もある。

(12) 僧肇^{テウ}は初め老莊を学んでいたが、旧説の『維摩經』を見るに及んで出家すると共に、経論を研究し幾多の論著をのこして允恭天皇三年(四一四年)三十一歳の時長安で亡くなつた。

(13) 法雲は『高僧傳』に七十家中の第一人者と嘆称せられ、法華を誦すること前後百回、多くの論著をのこして継體天皇二十三年(五二九年)六十三歳で亡くなつた。

(14) 花山信勝博士の校訳に係る『法華經義疏』(岩波文庫本)は、博士の労作によつて太子独特の見解に基く註疏を下段に原文のまゝ抄出してあるので、夫れを見ればこの間の消息を充分窺い知ることが出来る。

(15) 中庸は元來礼記の中に収められていたが晋の時代に礼記から抜き出して一巻としたものと伝えられているので、太子の当時たゞえ中庸の将来がないにしても礼記の中に収められて必ずや我国に流布され、又太子の披見にも供された事であろう。政治に対しては直接関与されて居り、且敏感なる太子にして之を見逃されるわけはない。

(16) 太子が注目せられた法雲が、涅槃宗の隆盛なりし梁代の人で、知名の涅槃師であつたことと、法華、勝鬘義疏の中に涅槃宗義の影響が認められ(布施浩岳述聖德太子と涅槃宗義『印度哲学と仏教の諸問題』所収参照)ることによつても之を知ることが出来る。

附記 本稿を草するに當つて深い感銘を以て参考としたものは、舛崎正治博士

士、家永三郎博士、金子大榮師の高著である。記してその学恩に感謝して
おく。

尚引用したものの中原漢文のものもそのままとり或は時によつて訓を用いたものがある等、卿か一貫していないが之は便宜に従つたものであり、又論述上引用の多すぎるという難もあるが、之は述べて作らずという立場に立つて進めたためと、出来るだけ紙数を少くするためであることを予め御断りしておく。

主なる参考文献

文学博士坂本太郎編　聖德太子全集

第一卷

同

第四卷

雄山閣文庫本　十七條憲法
聖德太子御伝集

日本古典全集本　狩谷披齋全集　第八

同　古京遺文

金子大榮著　日本佛教史観

文学博士辻善之助著　日本佛教史　上世篇

聖德太子奉讃論文集　日本上代文化の研究

家永三郎著　上代佛教思想史

文学博士柿崎正治著　増訂　聖德太子の大士理想

聖德太子奉讃会編　聖德太子と日本文化